

第6回 社会保障審議会統計分科会 生活機能分類専門委員会

平成 21 年 3 月 13 日 (金)
15 時 ～ 17 時
共用第 9 会議室

議 事 次 第

○ 議 事

- 1 事例報告
- 2 国際生活機能分類の変更すべき用語について
- 3 その他

〔配布資料〕

- | | |
|--------|--|
| 資料 1-1 | 事例報告 (安西信雄 専門委員) |
| 資料 1-2 | 事例報告 (木村隆次 専門委員) |
| 資料 1-3 | 事例報告 (佐藤修一 専門委員) |
| 資料 1-4 | 事例報告 (佐藤久夫 専門委員) |
| 資料 2 | 国際生活機能分類の変更すべき用語について |
| 資料 3 | 共通言語としての ICF の教育・普及を目的とした会議
の開催について (案) |

題名： 精神障害領域における ICF の活用に向けて

氏名： 安西信雄

(所属) 国立精神・神経センター病院 リハビリテーション部

要旨：

1, 活用の分野

精神障害領域（統合失調症を中心とする精神保健・精神科医療）

2, 活用の方法

① 背景(I C F の導入に至った経緯)

- 1) 諸外国と比べて格段に多い精神科在院患者(33 万人、人口万対 28 人)…地域の社会復帰資源の乏しさ・偏見などとともに、症状偏重の治療観？
- 2) ICIDH(1980)により機能障害、能力障害と社会的不利の区別→症状だけでない多元的認識→障害構造論が活発に（臺弘の生活障害と「生活のしづらさ」、精神障害リハビリテーション学会での障害論の検討など）
- 3) 治療目標の重点が症状改善から QOL 向上に（薬物療法だけでなく心理社会的治療との統合）
- 4) 統合失調症の認知機能障害への着目（認知機能リハビリテーションの発展）、治療への本人の主体的参画（アドヒアランス）と回復（リカバリー）
- 5) 介護ニーズ評価に関する検討(ICF と関連する諸尺度の評価)

② 実際の取り組み

- 1) 丹羽真一ら(私信)：ICF を用いた精神障害患者の生活状況の評価
- 2) 中根允文ら(2003)：ICF を導入した ICD-10 多軸記載方式サンプル
- 3) 国立精神・神経センター病院精神科作業療法室で使用開始した報告書
- 4) 司法精神医療等人材養成研修会ガイドライン集「入院時基本情報管理シート」「通院情報管理シート」等
- 5) 岡田幸之ほか(2007)：ICF に基づく精神医療実施計画書の開発

3, 取り組みの結果

ICF 導入による改善については報告されていないが、改善の可能性はある。

- 1) 系統的な評価ができて（大きな）見落としを防げる
- 2) 本人の希望を聞き出す、ニュートラルな表現で特性を表現できる
- 3) 実行状況とともに、「能力・支援」「能力+支援」を区別して評価することで、支援の必要性や支援による改善可能性を示すことができ、リハビリテーションの必要性と同時にケアにおける援助ニーズを明らかにすることができる。

4, 現状の課題と今後の取り組みについて

ICF の理念と包括性 vs 現場での実践のバランスをとるかが課題。

- 1) 統合失調症における生活障害と認知機能障害の関連の病態解明
- 2) 精神障害を持つ人の本質的な特性を反映するコアセットを抽出し ICF 評価項目に組み入れる方向性の検討
- 3) 得られた尺度を治療計画や介入研究(SST 等)による効果の検証に使用

地域包括支援センター職員研修

介護予防ケアマネジメント部分Ⅱ

有限責任中間法人
日本介護支援専門員協会
会長 木村隆次

新予防給付における
アセスメント・ケアプラン作成の考え方

介護予防ケアマネジメントとは

- ……要介護状態になることをできる限り予防するため、
- ・「本人ができることはできる限り本人が行う」ことを基本に、
 - ・利用者の生活機能の向上に対する意欲を引き出す、
 - ・サービス利用後の生活をわかりやすくイメージできるようにする、
 - ・具体的な日常生活における行為について目標を明確にする、
 - ・セルフケアや地域の公的サービス、介護保険サービスを適切に利用する計画、
 - ・達成状況を評価して必要に応じて計画の見直しを行う

介護予防ケアマネジメントの基本的考え方

<現行のケアマネジメントの問題点>

- ケアマネジメントにおけるサービス導入の目標設定が不適切
- サービス選択に当たっての他の代替的な手段の検討が不十分



結果的にサービス利用が目的となっているケアプランが策定される

<見直し後の介護予防ケアマネジメント>

- 適切なアセスメントの実施により、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定
- 利用者を含め様々な専門家によるケアカンファレンスを通じ利用者の改善可能性を実現するための適切なサービスを選択



利用者の自立に向けた目標志向型プランの策定

<介護予防ケアマネジメントのポイント>

- 目標の共有と利用者の主体的なサービス利用
利用者サービス提供者による生活機能向上のための目標の共有及び利用者の主体的なサービス利用を進めることが重要
- 将来の改善の見込みに基づいたアセスメント
個々の利用者ごとに、生活機能を向上させるためには、状態像の変化に応じて必要な支援要素を決定し、当該支援要素に対応した適切なサービスを調整し、定期的に見直しをしていく仕組みを構築することが必要
- 明確な目標設定をもった介護予防ケアプランづくり
個々の利用者ごとに、生活機能が、いつまでにどの程度向上するのか、又は、どの程度の期間維持できるのかを明らかにし、利用者・家族及びサービス提供者がその目標を共有するとともに、適切に評価することが重要

介護予防ケアマネジメントの手順

1. アセスメント
●生活機能低下の背景・原因および課題の分析

①基本チェックリストや基本情報、生活機能評価から情報把握(認定調査項目、主治医意見書も活用)
②対象者及び家族と面接しながら、支援ニーズを特定し、課題を分析



2. 介護予防ケアプランの作成
●目標、具体策、利用サービスなどの決定
●家族やサービス提供担当者などと共通認識

①対象者及び家族と面接しながら、介護予防ケアプランの対象となる「目標、具体策」を決定
②家族やサービス提供担当者などとの共通認識を得る



3. サービス・事業提供

①事前アセスメント
②サービス・事業の実施
③事後アセスメント



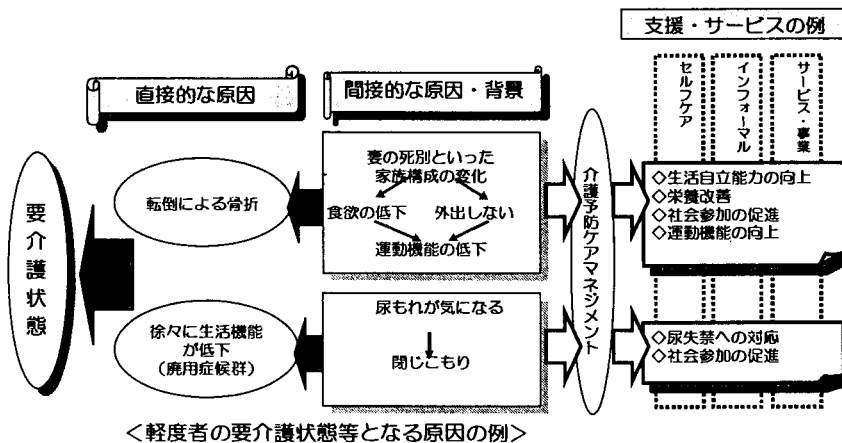
4. 評価

①事業所から事後アセスメントの結果を受け、効果の評価を行う。

アセスメントにあたってのポイント

- 1) 生活機能の低下の原因や背景等の分析を行い、各領域を越えた根本的な問題や課題を定めて支援ニーズを明らかにする
- 2) アセスメントの目的について、利用者や家族へ十分に説明して理解を得る
- 3) 目標とする生活のイメージを固めるのに必要な情報を引き出す
- 4) 利用者が積極的な生活をイメージできるようにアプローチすることが重要
- 5) 利用者や家族との信頼関係を早期に構築することが重要

直接的な原因・間接的な原因に着目した 介護予防ケアマネジメント

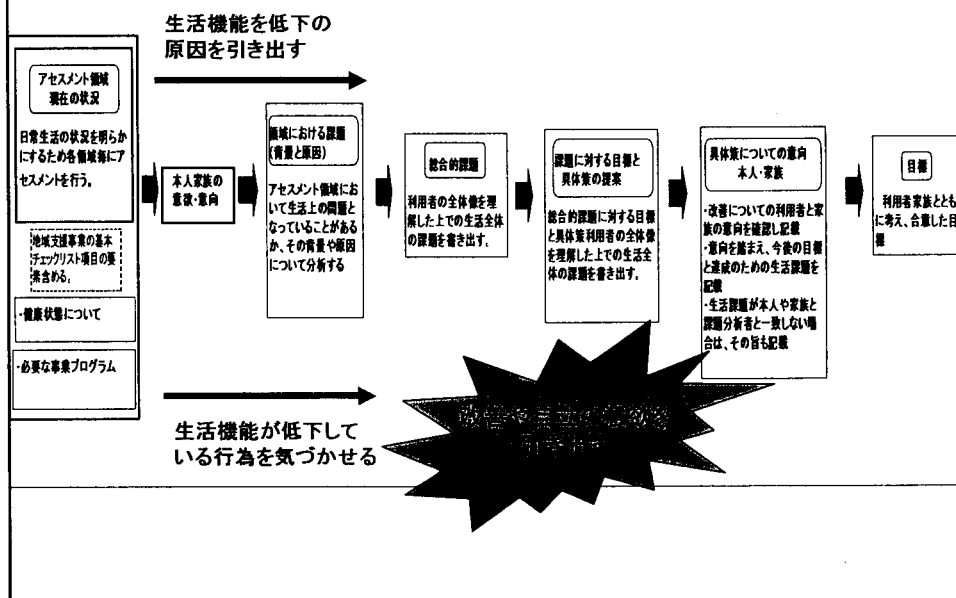


目標の設定

- まずは、専門的観点から提案
- 利用者・家族とのすり合わせ
- 「目標とする生活」の方向性と一致した目標
- 達成できること
- 一定期間で達成可能、価値観や好みを考慮
- 目標を達成することにより、達成感や自信をつける
- 目標をケアマネージャーだけでなく、サービス事業者も共有→チームアプローチの基本

No. _____											
利用者氏名		〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号		設定の有効期限 年 月 日 ~ 年 月 日		制作者・職種		設定者・職種			
計画作成者氏名		設定の名称、計画作成者氏名・利用者氏名及び所在地(〒番号)									
計画作成 (設定) 日 年 月 日 (印刷作成日 年 月 日)		連絡先(地域支援センター)									
目標とする生活		1日		1週							
アセスメント結果と現在の状況	本人・家族の意向、意向	福祉における課題(背景・理由)	総合課題	課題に対する目標と具体策の立案	具体策についての進捗、本人・家族	目標	支援計画				
							目標についての支援のポイント	本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス	介護支援サービス	サービス種別	事業者
健康・機能について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
経済生活(家賃負担)について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
社会参加、個人生活(趣味・余暇活動)について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
介護負担について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									
健康状態について <input type="checkbox"/> 主治医・かかりつけ医、相談機関、保健師等と連携したケア		【本条行ラベ支援が実施できない場合】 必要な支援の実施に向けた方針				総合的の方針：生活不安定等の改善・予防のポイント					
計画作成者(ケアマネージャー)の氏名		〒 _____ 市 _____ 区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号		[署名]		計画作成者					
[印]		[印]		[印]		上記計画について、同意いたします。					
作成日 年 月 日		作成者 氏名		[印]		作成 年 月 日 氏名 _____ 印					

アセスメントの入り口から目標を立てるまでの流れ



運動・移動について

アセスメント領域と現在の状況

自ら行きたい場所へ様々な手段を活用して、移動できるかどうか。乗り物を操作する、歩く、走る、昇降する、様々な交通を用いることによる移動を行えているかどうか。

日常生活(家庭生活)について長期の入院生活で体力が低下しており、自信もないため、近くのコンビニまでは買い物に行けるが、少し離れたスーパーまでは買い物に行けない。そのため、食べ物以外は、ほとんど娘に買ってきてもらっている。脳梗塞後の右手のしびれや握力低下が残り、包丁は持つのが怖い。普段の食事はコンビニで買ったものを温めて食べている。掃除や洗濯は自分でやっている。

＜「本人・家族の意欲・意向」欄＞

各アセスメント領域において確認をした内容について、利用者・家族の認識について記載する。例えば、機能低下を自覚しているかどうか、困っているかどうか、それについてどのように考えているのか等。具体的には、「〇〇できるようになりたい」「手伝ってもらえば〇〇したい。」と記載し、その理由についても確認する。ただし、利用者と家族の意向が異なった場合は、それぞれ記載する。否定的ないし消極的な意向であった場合は、その意向に対し、ただちに介護予防ケアプランを立てるのではなく、その意向がなぜ消極的なのか、否定的なのかという理由を明らかにすることが介護予防ケアマネジメントでは大切である。これは、具体策を検討する際に参考情報となる。

本人・家族の意欲・意向

(本人)もともと料理は好き。包丁を使って切ったり刻むのが難しいので障害があっても上手に調理できる方法があったら知りたい。自分で作るのが怖いから誰かそばにいて手伝ってほしい。

(娘)母は昔料理が上手だった。また、作れるようになるのと嬉しい。

<「領域における課題(背景・原因)」欄>

各アセスメント領域において生活上の問題となっていること及びその背景・原因を「アセスメント領域と現在の状況」「本人・家族の意欲・意向」に記載した内容や、実際の面談中の様子、利用者基本情報、主治医意見書、生活機能評価の結果等の情報をもとに健康状態、心理・価値観・習慣、物的環境・人的環境、経済状態等の観点から整理し、分析する。その際、基本チェックリストのチェック結果についても考慮する。結果として、その領域に課題があると考えた場合に「□有」に■印を付ける。

領域における課題(背景・原因)

■有 □無

右手のしびれや握力低下により、調理行為が困難な状態である。不安は大きいようだが、自分で作りたいという意欲はある。このまま、右手を使わないまましていると拘縮してしまう可能性もあるので、調理器具や調理方法を工夫することで、1人で調理をおこなえるようにする必要がある。

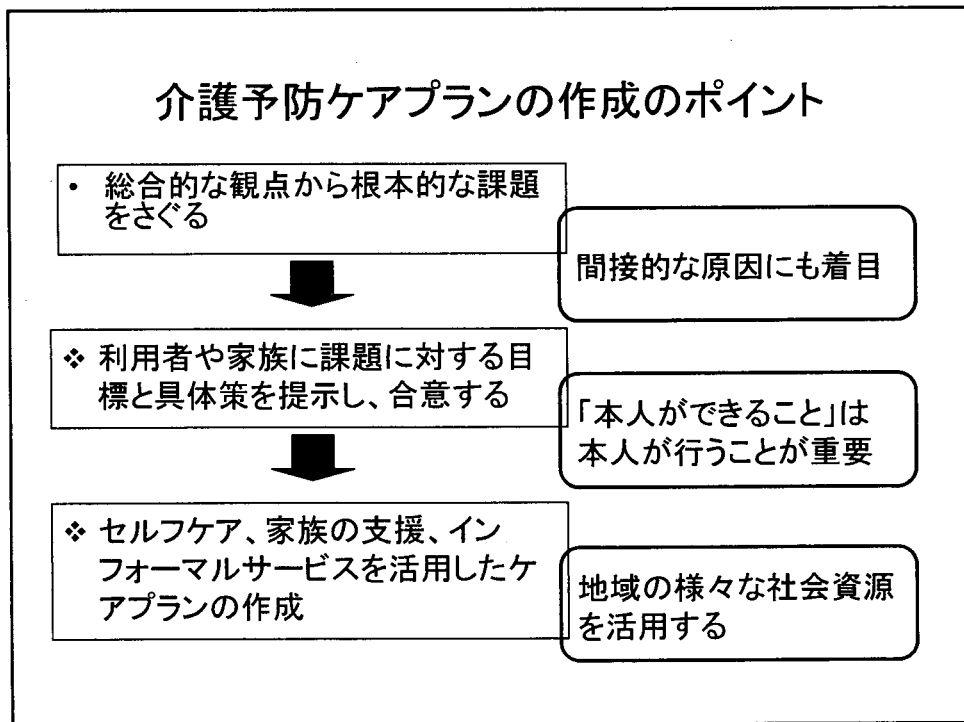
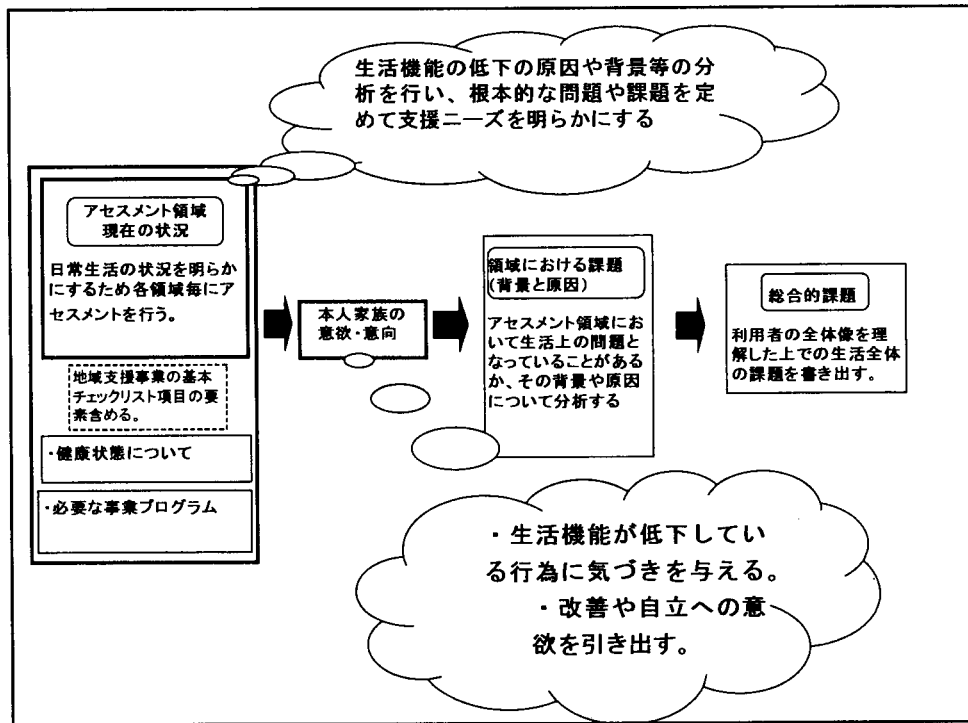
<「総合的課題」欄>

前項目で分析した各「領域における課題」から、利用者の生活全体の課題を探すため、各課題共通の背景等を見つけて統合し、利用者にとって優先度の高い順で課題を列挙する。また、課題とした根拠を記載する。例えば、複数の領域それぞれに課題があったとしても、その課題の原因や背景などが同一の場合、統合して記述したほうが、より利用者の全体像をとらえた課題となる。

ここであげる総合的課題に対して、これ以降の介護予防ケアマネジメントのプロセスを展開するため、優先度の高い順に1から番号を付けておく。

総合的課題

1人で調理ができるように、調理器具や方法を工夫する。



「課題に対する目標と具体策の提案」欄

「総合的課題」に対して、目標と具体策を記載する。

この目標は、利用者や家族に対して専門家として示す提案である。このため、目標は漠然としたものではなく、評価可能で具体的なものとする。また、具体策についても、特定高齢者施策や介護保険サービスだけではなく、生活機能の低下を予防するための利用者自身のセルフケアや家族の支援、地域のインフォーマルサービスなどの活用についても記載する。

具体的には、「〇〇が必要」「〇〇を行う」等と記載し、提案する。

今後、次の項目である「具体策についての意向 本人・家族」欄で同意が得られた場合は、ここで提案した目標と具体策が介護予防ケアプランの目標と支援内容につながっていく。

総合的課題	課題に対する目標と 具体策の提案
1. 1人で調理ができるように、調理器具や方法を工夫する。	1 (目標) 自宅で週2回調理が行えるようになる。 (具体策) ①自分にあう調理器具・調理方法を見つける。 ②家族に料理を食べに来てもらう。 ③スーパーの宅配サービスを活用する

「具体策についての意向 本人・家族」欄

課題分析者が提案した「課題に対する目標と具体策」について、利用者や家族の意向を確認して記載する。合意が得られた場合は、「〇〇が必要だと思う」「〇〇を行いたい」等と記載する。合意が得られなかった場合には、その理由や根拠等について、利用者や家族の考えを記載する。例えば、取り組むのが困難であったり、継続することが難しいなど、その理由や根拠が次の項目の「目標」欄の根拠となってくる。ここでの情報は、最終的な目標設定を合意する上での足がかりとなる。

具体策についての意向本人・家族

(本人)調理が自分で行えるようになるのは嬉しい。でも、まだ自分1人で行うのは心配。最初は誰かと一緒がいい。

(家族)がんばってほしい。おかあさんのおせち料理が食べたい。まだ、おかあさんの味を覚えてないから、また、料理を習いたい。

基本的には同意しているが、本人は不安があるようだ。

【例:合意が得られなかった場合】 具体策についての意向本人・家族

(本人)調理が自分で行えるようになるのは嬉しい。
でも、まだ自分1人で行うのは無理。しばらくの間ヘルパーさんに来てもらいたい。

(家族)がんばってほしい。でも、危ないし、ヘルパーさんが来てくれた方が安心。

1人で調理することに対して、不安から誰かにしてもらいたいという気持ちが本人家族ともに強い。

右手を動かさないと拘縮が進み、細かい動きがとれなくなる可能性もある。できれば、早期から手を使うことは重要。自宅ではなく、施設などで練習するという段階を踏むのはどうか。

<「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス」「介護保険サービスまたは地域支援事業」欄>

「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス」欄には、本人が自ら努力して行うことや、家族が支援すること、地域のボランティアや近隣住民の協力などもインフォーマルサービスとして記載する。誰が、何をするのか具体的に記載する。

「介護保険サービスまたは地域支援事業」欄には、予防給付、地域支援事業のサービスの内容を記載する。例えば介護保険サービスを利用する場合には、介護保険サービスのように○印を付ける。

具体的なサービス内容について、利用者・家族と合意し、目標を達成するために最適と思われる内容については本来の支援として、そのまま記載する。

介護予防ケアプランの作成方法 (支援計画に盛り込む内容)

○利用者のセルフケア

利用者自らが取り組むべき事項や利用者自身にできる生活行為・行動の変容や健康管理・生活習慣の改善などは介護予防の最も重要な取り組み

○家族の支援、インフォーマルサービス

家族の支援や、近隣の住民からの支援は、利用者が友人や地域住民とのつながりの中に自己の役割や生きがいを感じている場合は、インフォーマルサービスの支援者として記入

○介護保険サービスまたは地域支援事業の内容

生活機能低下を予防するために利用する介護予防事業や予防給付のサービス等を記入

予防給付のサービス選択に当たっての 主な留意事項

○通所系サービスの積極的な活用

通所系サービスを積極的に活用することによって、日常生活行動の活発化や社会と関わる機会を提供する

○訪問介護利用上の留意点

「介護予防訪問介護」については、利用者のホームヘルパーへの依存関係を生みやすいことから注意が必要

○福祉用具利用上の留意点

福祉用具の利用にあたっては、自立支援を損ねるおそれもあることから、利用の妥当性、適合性を精査する

サービス内容について利用者・家族と合意できない場合や地域に適切なサービスがない場合は、利用者・家族が合意した内容や適切なサービスの代わりに行う地域の代替サービスを当面の支援として括弧書きで、サービス内容を記載する。当面の支援として記載した場合は、本来の支援を括弧書きの当面の支援の下に、本来の支援を記載する。

本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス	介護保険サービス または 地域支援事業	サービス種別	事業所	期間
<p>(本人) 娘が帰省したときに自宅で1人で調理する 教室で習った献立を家でも作ってみる。 (家族)母親の作った料理を食べ、帰省する(時間があれば見守る)。 (地域)近所の人に、買い物やさそってもらう。スーパーの宅配サービスを使う。</p> <p>自立支援の観点からセルフケア等から検討していく。</p>	<p>(介護保険サービス) 障害にあわせた調理器具や調理方法について、情報提供、訓練する。</p>	<p>介護予防通所リハビリテーション</p>	<p>Tセンター</p>	<p>平成〇〇年〇〇月〇日～平成〇〇年〇〇月〇日</p>

「【本来行うことが妥当な支援が実施できない場合】は、その内容の実施を目指した今後の方針」欄

本来の支援が実施できない場合は、本来の支援を実施できるように働きかける具体的な手順や方針を書く等、その内容の実施に向けた方向性を記載する。

また、地域における住民活動などの不足により、理想である本来の支援が出来ない場合は、地域における新たな活動の創設などの必要性を記載する。

(例)

通所介護リハビリテーションで、調理器具等を紹介してもらった後に、すぐに自宅で1人で料理ができると考えていたが、本人が不安であるということを考え、まず、娘が帰省しているときに作ってもらい、そこで自信がいたら、1人で作るよう声をかけていく。

サービス担当者会議の位置づけと目的

・ 予防給付の場合は原則としてケアプラン作成・変更時に開催

❖ 介護予防事業の場合は、必要に応じて(利用者に複数のサービスを提供し介護予防ケアプラン内容の共通理解を必要とする場合等)開催

❖ ①利用者やその家族の生活全体およびその課題を共通理解すること

❖ ②地域の公的サービス・インフォーマルサービスなどの情報共有をし、その役割を理解すること

❖ ③利用者の課題、その利用者の生活機能向上の目標、支援の方針、支援計画などを協議すること

❖ ④介護予防ケアプランにおけるサービス事業者等の役割を相互に理解すること

モニタリング

《モニタリングの視点》

- ①利用者の生活状況に変化がないか。
- ②介護予防ケアプランどおりに、利用者自身の行動やサービスの提供がなされているか。
- ③個々の提供サービス等の支援内容が適切であるかどうか。
- ④利用しているサービスに対して利用者は満足しているか。
- ⑤介護予防ケアプランの変更を必要とする新しい課題が生じていないか。

《実施方法》

- サービス事業者からの報告・連絡、あるいは事業所への訪問、利用者からの意見聴取・訪問などの手法を通じて適宜実施
- これらの実施状況については、「介護予防支援経過」に随時内容を記載

評価の目的と視点

- ❖ 介護予防ケアプランで設定された目標が達成されたかどうかをチェックするとともに、必要に応じて今後のケアプランを見直す
- ❖ 運動機能や栄養状態の変化、主観的健康感等の変化などを把握
- ❖ ケアマネジメント過程の評価を行うことで、より利用者に適切な支援を行なえる

評価結果の反映

	予防給付	介護予防事業
維持	予防給付の利用を継続する	介護予防事業の利用を継続する
悪化	区分変更申請をする (要支援1→要支援2へ変更申請) (要支援2→要介護1へ変更申請)	要介護認定を申請する
改善	要支援2→要支援1へ変更申請	一般高齢者施策へ移行する
	介護予防特定高齢者施策へ移行する	セルフケアで日常生活が成立するため、介護予防事業の利用を終了する
	一般高齢者施策へ移行する セルフケアで日常生活が成立するため、予防給付・介護予防事業ともに利用を終了する	

介護予防支援・サービス評価表						評価日
利用者名 _____ 般						計画作成者氏名
目標	評価期間	目標達成状況	目標達成しない原因 <small>(本人・家族の意見)</small>	目標達成しない原因 <small>(計画作成者の経緯)</small>	今後の方針	
総合的な方針			地域包括支援センター意見			
			<input type="checkbox"/> プラン継続 <input type="checkbox"/> 介護給付 <input type="checkbox"/> プラン変更 <input type="checkbox"/> 予防給付 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 介護予防特定高齢者施策 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 介護予防一般高齢者施策 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 終了			

関連機関・人材との連携

関係機関との連携

円滑かつ効果的な介護予防ケアマネジメントには、市町村・介護認定審査会、サービス事業者、主治医、保健・医療・福祉の関係機関などとの連携が不可欠

サービス事業者との連携

関係するサービス事業者が共通した援助の目標やそれぞれの役割を理解して活動するために、サービス事業者との情報の共有化を図る

主治医との連携

介護予防ケアプラン作成からサービス提供の過程においても当該意見書を作成した主治医との連携は重要

〈「計画作成（変更）日（初回作成日）」欄〉

本計画を作成した日を記載する。また、2回目以降の計画作成の場合、初回作成日を記載する。

〈「目標とする生活」欄〉

利用者が今後どのような生活を送りたいか、利用者自身の意思・意欲を尊重し、望む日常生活のイメージを具体的にすることで、利用者が介護予防へ主体的に取り組む動機付けとなる。この望む日常生活のイメージが具体的に表せない利用者の中には、利用者基本情報の「趣味・楽しみ・特技」欄の利用者が得意だと思っていること、楽しいと思っていることなどを参考に、利用者が具体的なイメージを持てるよう支援することも必要である。

また、生活に対する意欲が著しく低下している利用者の中には、必要に応じて、専門家の視点から利用者の生活機能の改善の可能性を判断し、具体的な案を提示する。利用者の意欲を引き出すような働きかけや計画作成者と目指していく生活のイメージを共有することが重要である。

この欄には、必要に応じて計画作成者が上記のような支援を行いつつ、利用者にとっては介護予防への最初の取組である「目標とする生活」のイメージについて記載する。

具体的にどのような生活を送りたいかは、1日単位でも、1年単位でも、よりイメージしやすい「目標とする生活」を記述する。漠然としていて、イメージできない場合は、毎日の生活の中でどのようなことが変化すればよいのか、イメージしやすい日常生活のレベルでともに考える。計画を立て終わった時点では、全体像を把握した上で、再度利用者と修正するのは差し支えない。1日及び1年単位の両方記載しなければならないものでなく、また、両者の目標に関係がなければならぬものではない。

この項目は、話のきっかけとして初めに聞いたり、ある程度話が進んだところで聞く、又は、一度聞いた後にもう一度聞くなどして、より利用者の日常生活のイメージを具体的にできるように、計画作成者が面談を構成しやすいような順番や方法で聞くものである。大切なことは、利用者が今後どのような生活を送りたいかと言うことを具体的にイメージでき、利用者が介護予防へ主体的に取り組む動機付けとなることである。

1日

ここでは大きな目標にたどり着くための段階的な目標である場合や、健康管理能力や機能の向上・生活行為の拡大・環境改善など、様々な目標が設定される場合もあり得る。また、利用者が達成感・自己効力感が得られるような内容が望ましい。

例：毎朝新聞受けへ新聞を取りに行き、1番に新聞を読みたい。

毎日一通ずつ絵手紙を書いて郵便局まで出しに行く。

1年

利用者とともに、生きがいや楽しみを話し合い、今後の生活で達成したい目標を設定する。あくまでも、介護予防支援や利用者の取り組みによって達成可能な具体的な目標とする。計画作成者は利用者の現在の状況と今後の改善の可能性の分析を行い、利用者の活動等が拡大した状態を想像してもらいながら、その人らしい自己実現を引き出すようにする。

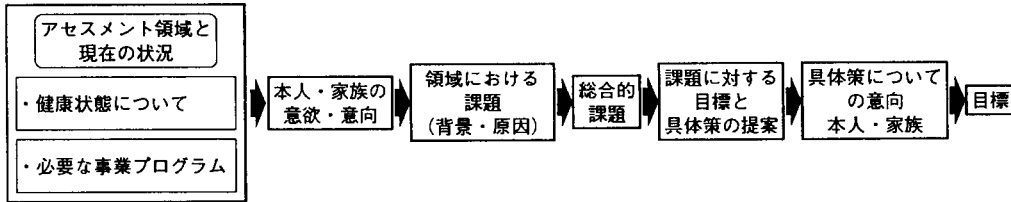
例：お盆に小学校の同窓会に出席する、春に盆栽展に出展するなど。

〈「健康状態について」欄〉

「主治医意見書」「生活機能評価」「基本情報」等より健康状態について、介護予防サービス計画

を立てる上で留意すべき情報について記載する。具体的には、主治医意見書からは「狭心症の既往があり、胸痛時に薬を内服することになっている」、あるいは生活機能評価からは「血圧が高めなので運動系のサービス前後は血圧測定が必要」などを記載する。ここに示された内容を踏まえ、アセスメントをすすめていく。

アセスメントから目標を立てるまでの流れ



〔「アセスメント領域と現在の状況」欄〕

各アセスメント領域ごとに、日常生活の状況を記載する。

- ① 各アセスメント領域において「現在、自分で（自力で）実施しているか否か」「家族などの介助を必要とする場合はどのように介助され実施しているのか」等について、その領域全般について聴取。アセスメントは、基本チェックリストの回答状況、主治医意見書、生活機能評価の結果も加味して行う。
- ② 聴取するに当たって利用者と家族の双方に聞き、実際の状況と発言していることの違い、利用者と家族の認識の違いなどにも留意する。
- ③ 利用者・家族からの情報だけでなく、計画作成者が観察した状況についても記載する。
- ④ 初回面接では、完璧に情報収集しようとして、計画作成者が強引に聞き出そうとするなど利用者を不快にさせないように留意する。

アセスメント領域でどのようなことを分析するかについては、以下を参考にされたい。

運動・移動について

自ら行きたい場所へ様々な手段を活用して、移動できるかどうか、乗り物を操作する、歩く、走る、昇降する、様々な交通を用いることによる移動を行えているかどうかについて確認する必要がある。

（確認する項目例）

- 自宅や屋外をスムーズに歩行すること（杖なし、杖あり、車イス）についての状況
- 交通機関を使って移動することについての状況

例：近所のコンビニエンスストアまでの外出はできる。

下肢筋力の低下があり、足があがりにくいので段差でつまづく。

日常生活（家庭生活）について

家事（買い物・調理・掃除・洗濯・ゴミ捨て等）や住居・経済の管理、花木やペットの世話などを行っているかについて確認する必要がある。

（確認する項目例）

- 日常に必要な品物を自分で選んで買うことについての状況
- 献立を考え、調理することについての状況
- 家事（家の掃除、洗濯、ゴミ捨て、植物の水やり等）についての状況

預貯金の出し入れを行うことについての状況

例：長期の入院生活で体力が低下しており、スーパーまでは買い物に行けない。

脳梗塞後の右手のしびれや握力低下が残り、包丁を持つことに不安がある。普通の食事はコンビニで買ったものを温めて食べている。

掃除や洗濯は自分で行っている。

社会参加、対人関係・コミュニケーションについて

状況に見合った適切な方法で、人々と交流しているか。また、家族、近隣の人との人間関係が保たれているかどうか。仕事やボランティア活動、老人クラブや町内会行事への参加状況や、家族内や近隣における役割の有無などの内容や程度はどうかについて確認する必要がある。

(確認する項目例)

家族や友人のことを心配したり、相談にのるなど関係をつくり、保つことについての状況

友人を招いたり、友人の家を訪問することについての状況

家族、友人などと会話や手紙などにより交流することについての状況

仕事や地域での役割をもち、行うことについての状況

趣味や楽しみがあり、続けることについての状況

例：電話でこまめに友人とやりとりをしている。

健康管理について

清潔・整容・口腔ケアや、服薬、定期受診が行えているかどうか。また、飲酒や喫煙のコントロール、食事や運動、休養など健康管理の観点から必要と思われた場合、この領域でアセスメントする。特に、高齢者の体調に影響する、食事・水分・排泄の状況については、回数や量などを具体的に確認する必要がある。

(確認する項目例)

定期的に入浴、またはシャワーで身体を洗うことについての状況

肌や顔、歯、爪などの手入れについての状況

健康のために食事に気をつけることについての状況

健診を受けることについての状況

薬を飲み忘れず、管理することについての状況

例：降圧剤等の内服管理は行えており、整容等も行えている。

※ これらの項目例については、複数の領域にかかる場合もある。

〈「本人・家族の意欲・意向」欄〉

各アセスメント領域において確認をした内容について、利用者・家族の認識とそれについての意向について記載する。例えば、機能低下を自覚しているかどうか、困っているかどうか、それについてどのように考えているのか等。具体的には、「○○できるようにになりたい」「手伝ってもらえば○○したい」と記載し、その理由についても確認する。ただし、利用者と家族の意向が異なった場合は、それぞれ記載する。否定的ないし消極的な意向であった場合は、その意向に対し、ただちに介護予防サービス計画を立てるのではなく、その意向がなぜ消極的なのか、否定的なのかという理由を明らかにすることが介護予防支援では大切である。これは、具体策を検討する際に参考情報となる。

例：(本人) もともと料理は好き。包丁を使って切ったり刻んだりするのが怖いので障

害があっても上手に調理できる方法があったら知りたい。自分で作るのが怖いから誰かそばにいて手伝ってほしい。

(娘) 母は昔料理が上手だった。また、作れるようになると嬉しい。

〈「領域における課題（背景・原因）」欄〉

各アセスメント領域において生活上の問題となっていること及びその背景・原因を「アセスメント領域と現在の状況」「本人・家族の意欲・意向」に記載した内容や、実際の面談中の様子、利用者基本情報、主治医意見書、生活機能評価の結果等の情報をもとに健康状態、心理・価値観・習慣、物的環境・人的環境、経済状態等の観点から整理し、分析する。その際、基本チェックリストのチェック結果についても考慮する。ここには、現在課題となっていることあるいはその状態であると将来どのようなことがおこるかなど課題を予測して記載する。結果として、その領域に課題があると考えた場合に「□ 有」に■印を付ける。

例：自分で調理したいという意欲はあるが、右手のしびれや握力低下により、包丁を握ることが困難な状態である。

不安は大きいようだが、このまま、右手を使わないまましていると拘縮してしまう可能性もある。

〈「総合的課題」欄〉

前項目で分析した各「領域における課題」から、利用者の生活全体の課題を探すため、直接的な背景・原因だけでなく、間接的な背景・原因を探り、各領域における課題共通の背景等を見つけ出す。そして、利用者にとって優先度の高い順で課題を列挙する。また、課題とした根拠を記載する。例えば、複数の領域それぞれに課題があったとしても、その課題の原因や背景などが同一の場合、統合して記述したほうが、より利用者の全体像をとらえた課題となる。ここには、支援を必要とすることを明確にするために課題だけを記載し、意向や目標、具体策などは記載しない。

ここであげる総合的課題に対して、これ以降の介護予防支援プロセスを展開するため、優先度の高い順に1から番号を付ける。

例：右手のしびれや握力低下により、調理行為が困難な状態である。右手を使わないまましていると、拘縮してしまう可能性がある。

〈「課題に対する目標と具体策の提案」欄〉

「総合的課題」に対して、目標と具体策を記載する。この目標は、利用者や家族に対して専門的観点から示す提案である。したがって、本人や家族の意向は入っておらず、アセスメントの結果が現れる部分である。適切にアセスメントがされたかどうかは、この項目と意向を踏まえた目標と具体策を比較すると判断できる（言いなりプランではないかどうか）ため、地域包括支援センターでの確認は、この項目をひとつの評価指標とすることができる。このため、目標は漠然としたものではなく、評価可能で具体的なものとする。

具体策についても、生活機能の低下の原因となっていることの解決につながる対策だけでなく、生活機能の低下を補うための他の機能の強化や向上につながる対策等、様々な角度から具体策を考える。

具体的な支援やサービスは、特定高齢者施策や介護保険サービスだけでなく、生活機能の低下を予防するための利用者自身のセルフケアや家族の支援、地域のインフォーマルサービスなどの活用についても記載する。

今後、次の項目である「具体策についての意向 本人・家族」欄で同意が得られた場合は、ここで提案した目標と具体策が介護予防サービス計画の目標と支援内容につながっていく。

計画作成者はアセスメントに基づき、専門的観点から利用者にとって最も適切と考えられる目標とその達成のための具体的な方策について提案することが重要である。

〔課題に対する目標と具体策の提案〕

（目標）自宅ですべて調理が行えるようになる。

（具体策）① 自分にあう調理器具、調理方法を見つける。

② 家族に料理を食べに来てもらう。

③ スーパーの宅配サービスを活用する。

〈「具体策についての意向 本人・家族」欄〉

計画作成者が提案した「課題に対する目標と具体策」について、利用者や家族の意向を確認して記載する。ここで、専門家の提案と利用者の意向の相違点を確認できる。ここでの情報は、最終的な目標設定を合意する上での足がかりとなる。

合意が得られた場合は、「〇〇が必要だと思う」「〇〇を行いたい」等と記載する。合意が得られなかった場合には、その理由や根拠等について、利用者や家族の考えを記載する。例えば、取り組むのが困難であったり、継続することが難しいなど、その理由や根拠が次の項目の「目標」欄の根拠となってくる。

〈「目標」欄〉

前項目の利用者や家族の意向を踏まえ、計画作成者と利用者・家族の三者が合意した目標を記載する。当初から「課題に対する目標と具体策」について合意を得られていた場合には、「同左」あるいは「提案どおり」などを記載してもよい。

例：自宅で週2回調理を行う。

「目標とする生活」へできるだけ近づくように、利用者や家族と話し合いながら目標や具体策について合意していくことは、介護予防に対する利用者の意欲を形成する重要なプロセスである。

目標は利用者が一定の期間に達成可能でありうることや、利用者の価値観や好みを十分に考慮することが重要である。初めから難しい目標を立てるのではなく、達成可能な目標から立てるなどの工夫も必要である。

〈「目標についての支援のポイント」欄〉

前項目の目標に対して、計画作成者が具体的な支援を考える上での留意点を記入する。

ここには、目標達成するための支援のポイントとして、支援実施における安全管理上のポイントやインフォーマルサービスの役割分担など、様々な次元の項目が書かれることがある。

例：不安があるため、通所サービスで練習し、娘さんが帰省したときに一緒に調理するなど、安心して調理ができるよう支援を進めていく。

〈「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス」「介護保険サービスまたは地域支援事業」欄〉

「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス」欄には、本人が自ら取り組むことや、家族が支援すること、地域のボランティアや近隣住民の協力などもインフォーマルサービスとして記載する。誰が、何をするのか具体的に記載する。言うまでもないが、本人の意志を尊

重するからといって、単にやりたくないという理由や、利用したいという理由だけでサービスを決定することは、適切な介護予防支援とは言えない。

「介護保険サービスまたは地域支援事業」欄には、予防給付、地域支援事業のサービスの内容を記載し、どちらのサービス・事業を利用するか分かるように○印で囲む。

例えば、介護保険サービスを利用する場合には、**介護保険サービス**のように○印を付ける。

具体的なサービス内容について、利用者・家族と合意し、目標を達成するために最適と思われる内容については本来の支援として、そのまま記載する。

しかし、サービス内容について利用者・家族と合意できない場合や地域に適切なサービスがない場合は、利用者・家族が合意した内容や適切なサービスの代わりに行う地域の代替サービスを当面の支援として括弧書きで、サービス内容を記載する。本来の支援の下に、当面の支援を記載する。

本人等のセルフケア や家族の支援、イン フォーマルサービス	介護保険サービス または 地域支援事業	サービス 種別	事業所	期間
(本人) 娘が帰省したときに自 宅で1人で調理する。 教室で習った献立を家 でも作ってみる。 (家族)母親の作っ た料理を食べに、 帰省する(時間が あれば見守る)。 (地域)近所の人に、 買い物をさそって もらう。スーパーの宅 配サービスを使う。	(介護保険サービ ス)障害にあわせ た調理器具や調理 方法について、情 報提供、訓練する。	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	Tセンター	平成〇〇年〇〇月 〇日～平成〇〇年 〇〇月〇日

当面の支援

〈【本来行うべき支援ができない場合】 妥当な支援の実施に向けた方針 欄〉

本来の支援が実施できない場合で、①利用者や家族の合意がとれない場合は、本来の支援をできるように働きかける具体的な手順や方針を書く等、その内容の実現に向けた方向性を記載する。②本来必要な社会資源が地域にない場合にも、地域における新たな活動の創設などの必要性を記載する。

(例) 友愛訪問がないので、民生委員と協力して地域資源の構築につなげる必要がある。

(例)
通所介護リハビリテーションで、調理器具等を紹介してもらった後に、すぐに自宅で1人で料理ができると考えていたが、本人が不安であるということを考え、まず、娘が帰省しているときに作ってもらい、そこで自信がいたら1人で作るよう声をかけていく。

〈「サービス種別」欄〉

「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス」「介護保険サービスまたは地域支援事業」の支援内容に適したサービス種別を具体的に記載する。

例えば、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、たすけあい事業、ふれあい昼食会など。

〈「事業所」欄〉

具体的な「サービス種別」及び当該サービス提供を行う「事業所名」を記載する。また、地域、介護保険以外の公的サービスが担う部分についても明記する。

〈「期間」欄〉

「期間」は、「支援内容」に掲げた支援をどの程度の「期間」にわたり実施するかを記載する（「〇か月」「〇月〇日～〇月〇日」など記載する）。

なお、「期間」の設定においては「認定の有効期間」も考慮するものとする。

また、「支援内容」に掲げたサービスをどの程度の「頻度（一定期間内での回数、実施曜日等）」で実施するか提案があれば記載する。

〈「総合的な方針（生活不活発病の改善・予防のポイント）」欄〉

記載された「目標とする生活」や「目標」について、利用者や家族、計画作成者、各サービス担当者が生活不活発病の改善・予防に向けて取り組む共通の方向性や特別に留意すべき点、チーム全体で留意する点などを記載する。

〈「必要な事業プログラム」欄〉

基本チェックリストの該当項目数から、プログラムごとのチェックリストの項目数を分母にし、該当した項目数を分子として、その数字を「3/5」のように枠内に記入する。また、介護予防特定高齢者施策では、その判断基準から参加することが望まれると考えられるプログラムの枠内の数字に○印を付ける。（本文の「1.4.3 介護予防事業の対象者」の頁を参照）

〈「地域包括支援センターの意見・確認印」欄〉

予防給付の場合で、居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者である地域包括支援センターからの委託を受けて行う場合に本欄を使用する。この場合、その介護予防支援の最終的な責任主体である地域包括支援センターは、介護予防サービス計画が適切に作成されているかを確認する必要がある。

このようなことから、委託された居宅介護支援事業者は、介護予防サービス計画原案を作成し、介護予防サービス計画書について地域包括支援センターの確認を受ける必要があり、その際に、本欄に確認をした地域包括支援センターの担当者がその氏名を記載する（地域包括支援センターの担当者がサービス担当者会議に参加する場合には、サービス担当者会議の終了時に介護予防サービス計画原案の確認を行っても差し支えない）。

この確認を受けた後に、利用者に最終的な介護予防サービス計画原案の説明を行い、同意を得ることとなる。

〈「計画に関する同意」欄〉

介護予防サービス計画原案の内容を利用者・家族に説明を行った上で、利用者本人の同意が得られた場合、利用者に氏名を記入してもらう。この場合、利用者名を記入した原本は、事業所において保管する。

3.5 介護予防支援経過記録

介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）

利用者氏名		計画作成者氏名	
年月日	内容	年月日	内容

- ※1 介護予防支援経過は、具体的には、時系列に出来事、訪問の際の観察（生活の活発さの変化を含む）、サービス担当者会議の内容、利用者・家族の考えなどを記入し、介護予防支援や各種サービスが適切に行われているかを判断し、必要な場合には方針変更を行うためのサービス担当者会議の開催、サービス事業所や家族との調整などを記入する。
- 2 サービス担当者会議を開催した場合には、会議出席者（所属（職種）氏名）、検討した内容等を記入する。

【介護予防支援経過記録の記入の仕方】

〈「利用者氏名」欄〉

利用者の氏名を記載する。

〈「計画作成者氏名」欄〉

介護予防サービス計画作成者（地域包括支援センター担当者）の氏名を記載する。なお、介護予防支援業務を委託する場合には、委託を受けた居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員名もあわせて記載する。

〈「年月日」欄〉 〈「内容」欄〉

訪問、電話、サービス担当者会議等での連絡や相談、決定事項等があった場合その日付と相談や会議内容、決定事項等の内容を記載する。事業所から報告書等が提出された場合は、ここに添付する。ここでは、事実の記載は最重要事項であるが、その事実に基づき介護予防サービス計画の修正が必要と考えられた場合などは、記録を残すことも重要である。

事例報告

題名 職業リハビリテーションにおける ICF の活用

氏名 佐藤 修一

所属 高齢・障害者雇用支援機構 障害者職業総合センター

1 活用の分野

職業リハビリテーションプログラムの開発と実施

事業の概要

(1) 職業リハビリテーション

職業リハビリテーションとは、「障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることをいう。（「障害者の雇用の促進等に関する法律」）」

(2) 支援プログラム

- ① 高齢・障害者雇用支援機構では、新規就職や職場復帰を希望する障害者を支援するプログラムを開発し、提供している。
- ② プログラムは、就職あるいは職場復帰を希望する障害者に対して、就業の場で障害がもたらす阻害要因を明確にし、軽減策を確定することを目的として、13～24 週間実施する。
なお、回避や軽減のためのスキル付与も、行う。

2 活用の方法 モデルとしての活用

(1) 評価項目

- ① 障害がもたらす阻害要因を明確にすることがプログラムの目的であるため、職務における遂行可能性(「活動」)に加えて、作業環境・通勤手段・人的支援(「環境因子」)を含めた評価を行う。
- ② 就業に関しては知識・技能や興味等の「個人因子」が非常に大きな影響を及ぼしているため、その面での評価も必須である。

(2) 内容

① 障害者には、

- ・ 障害がもたらす就業阻害要因を明確にし、提示する。
- ・ 障害の影響を回避する手段や軽減方法を検討する。
(作業手順・仕事のやり方の変更、労働時間や職場環境の変更、支援機器・人的支援の提供、施設の物理的変更等)
- ・ スキル付与により、回避や軽減が可能であれば、付与を行う。
(例 記憶障害に対する記憶補完ツールの使用ノウハウ。)
- ・ 就職や職場復帰に際して、職種と、企業側の配慮事項を検討する。

② 企業には、

- ・ 個人と職種に対応した、具体的な企業側の配慮事項(「合理的配慮」)を提示する。
- ・ 障害に関する情報の提供、利用できる援護措置(助成金、支援機器、人的支援)情報を提供。
- ・ 場合によっては、職務の新設や、特例子会社の設立も提案する。

③ 就職後の具体的支援

ジョブコーチ派遣

(3) 対象障害

- ① プログラム開発の対象とする障害は、障害者雇用率(納付金)や助成金の対象となる範囲より広い。

就業に必要な配慮事項が確定されていない障害が、開発対象である。

- ② 対象障害は変化し続けている。現在は、発達障害、精神障害、高次脳機能障害が対象。

(4) 開発中のプログラム例1 職場復帰希望の精神障害者に対する支援プログラム

気分障害(うつ病回復者)の職場復帰希望者が対象。実施期間 24 週間。

スキル付与と、復帰先企業での職務変更を含めた配慮事項の確定が、重点である。

- ① グループミーティングによる障害理解の促進、復帰後のキャリアプランの検討
- ② スキル付与
 - ・ 気分・体調の管理、ストレス対応、対人コミュニケーション、アサーション
 - ・ 職務遂行上の自己管理(疲労、休憩)
- ③ 復帰職種の検討と配慮事項の確定
- ④ 復帰先企業へのプレゼンテーション

(5) 開発中のプログラム例2 発達障害者に対する支援プログラム

アスペルガー症候群、ADHD の者が主対象。実施期間 13 週間。

就業の場での障害特性の表れ方、希望職種の確定、就業に必要な配慮事項の明確化が重点。

- ① インタビューでのアセスメント
 - コミュニケーションの特徴、感覚過敏、パニック対応、二次障害
- ② 特定の環境でのアセスメントとスキル付与
 - 対人場面 指示理解、学習特性、基本的な対人技能
 - 作業場面 作業適性、作業耐性、集団場面での変化と対応

これらの課題や環境は、障害の影響が現れやすいことを重視して選定している。(「標準的環境」を目指してはいない。)
- ③ スキル付与
 - 問題解決技能、作業手順マニュアル作成、リラクゼーション、職場対人技能
- ④ 職場実習
- ⑤ 「ナビゲーションブック」作成
 - 就業の場での障害特性の現れ方、適性のある職種、就業に必要な配慮事項を自己確認
- ⑥ 企業に要請する配慮事項案の例示

3 活用の方法 分類そのものの活用

具体的な評価等における様式作成等に関しては、残念ながら、ICF の利用はすすんでいない。

理由

- (1) 個人属性に関する評価では、評価項目が、その障害に特化した詳細な事項となることが多いため、現状では、ICFに添って項目を再構成する試みを行っていない。
- (2) 職業に関する評価では、知識・技能・興味に関する既存情報をICFに添って記述することが困難。
 - ① 例えば「職業スキル」のように、「活動と参加」と類似しているものの、ICFには含まれないと思われるものが多い。
 - ② 「他の人より優れている」評定が必要となる。

参考

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構
障害者職業総合センター

<http://www.jeed.or.jp/>

<http://www.nivr.jeed.or.jp/>

2009年3月13日

第6回社会保障審議会統計分科会生活機能分類専門委員会

事例報告：

社会福祉学部でのICFの教育の経験

日本社会事業大学 佐藤久夫

<はじめに：通信教育生のレポートから>

私は20代に仕事上のストレスからうつ病を発症、10年間通院している。休職を迫られるほど病状の不安定なときもあったが、現在は何とかコントロールしながら仕事と並行して通信教育も受けている。

私の「健康状態」は、「うつ病」そのもの。抗うつ剤の副作用で体重増加が著しい。

「心身機能・構造」は、抑うつ状態。これは経験者でなければわからないような、大変おっくうできつい状態である。外見上わからないが、この状態で日常生活や仕事を続けることは、「活動」や「参加」に大きな影響を生む。

「活動」は、とりあえず職場の方々に迷惑をかけない程度に自分の分担の仕事はできている。抑うつ状態がひどくならない限り、一応フルタイムの仕事はできている。

「参加」として、就職は何とか維持できている。職場の人たちとアフターファイブを楽しんだり、ボランティア活動に参加してみたいと思うが、仕事の疲労を回復することが最優先で、楽しく社会参加はできていない。

「主観的次元」では、とにかく抑うつ気分がとれなくてつらい。人生を謳歌したいのに、楽しめない。なんとかうつ病を治したいと思う。

「環境」面では、職場の上司にうつ病であることを理解してもらい、今以上の負担のかかる職場への異動は避けてもらっている。多くの友人にいつも支えてもらっている。

必要な援助は、職場環境調整と、医師との良好な治療関係・内服治療の2つ。「主観的次元」や「健康状態」は容易に変えられない。しかし「環境」は周囲の人々の協力により、大きく変えることができる。視力障害の人がメガネの度数を変えて調整するように、「うつ病」を取り囲む「環境」を適切に調整し、うつを再発させない、ストレス負荷の少ない環境下に自分を置くことが希望である。

このレポート(全体は1200字で、ここでは要点のみ紹介)は精神保健福祉士の通信教育のもので、レポート課題は、「精神障害者の事例をとりあげ、現状を健康状態、心身機能、活動、参加、主観的次元、環境に分けて説明し、本人の希望に基づく支援課題を述べよ」であった。

下記の授業ではこうしたレポートを紹介し、「いまでは障害当事者がICFで自己の状況を評

働、支援課題を考える例も出ているので、援助の専門職にはより意図的・計画的にこれを活用する能力が期待されている」と初回で伝えている。

<科目名称・対象学生等>

科目名は「障害構造論」。(精神保健福祉士の受験資格のための指定科目の一部である「精神保健福祉論Ⅱ」としての履修も可能。) 2単位科目(90分×15回)。

対象学年は2年次。社会福祉現場実習など本格的な専門教育は3年次から始まるが、障害者福祉論・老人福祉論など専門科目も2年次からある程度始まる。

「障害構造論」は後期(9～1月)開設の選択科目で約90人が履修。全員が2年次前期(4～7月)の必修科目である障害者福祉論を履修し、ICFの基礎的理解は済んでいる(はず)。障害者福祉論は200人あまりが履修するので、障害構造論は半数弱が選択。「障害構造論」では、小グループに分かれてのICF活用の作業を取り入れるなど、「活用」に力を入れている。

<授業の流れ>

第1回 趣旨説明、グループ分け(約90人を6人ずつの15グループに)

簡単なアンケートも(ICFについて知っていること、この授業で知りたいこと)

第2回～第6回 グループでの文献読み合わせ・討議、意見・質問の提出

出された質問については次週に口頭および文書で回答。

配布した文献(②に大部分の時間を使う)：

- ①「ICFって何でしょうか？」(ICF-CY Japan Network のHP から)
- ②「ICFの序論」(DINFのHPから、厚労省訳。第2レベル分類も添付)
- ③佐藤久夫「ICFの何を、どう活かすか：ケアマネジメントへの活用」、月刊福祉、2005.4, 86-89

学生の質問と佐藤からの回答の例＝資料1(p3)

第7回 ICFを自分に当てはめる

資料2(p10)

第8回～第9回 グループでの作業：ICFを障害者・高齢者事例に当てはめる①

資料3(p11)、資料4(p)

第10回～第11回 全体会でのグループ発表・討議

第12回～第13回 グループでの作業：ICFを障害者・高齢者事例に当てはめる②

第14回～第15回 全体会でのグループ発表・討議、全体のまとめ

資料1 ICFの「序論」部分のグループでの読み合わせ後の質問とそれへの回答例

	質問	回答
1 背景	<p>3ページの3段落目(「1. 背景」の第3段落のこと)の最後の行の「診断に生活機能を付け加えることによって、人々や集団の健康に関するより広範かつ有意義な像が提供されることになり、これは意思決定のために用いることができる。」という部分が具体的にどういうことなのかわからなかった。</p>	<p>病名や症状の「診断」だけだと、「Aさんは統合失調症です。」というだけか、あるいはこれに加えて「Aさんの症状は……です」というものとなります。これに生活機能(3次元の)を加えると、日常生活動作や家事動作がどうなっているか、職業や社会参加がどうなっているか、等の情報が与えられることとなります。</p> <p>こうした豊かな情報があれば、(本人の希望も考慮しつつ)ホームヘルプサービスを考えた方がよいのではないか、就職に向けての準備を始めた方がよいのではないか、等の「意思決定」(支援計画の立案など)に役立ちます。</p> <p>上記は個人レベルの話ですが、集団レベルでの予算や政策立案などにもいろいろな次元の情報が必要で、ICFがその枠組みと項目を提供します。</p>
	<p>ICFが利用者の意志決定にかかわるとありますが、ほとんどの障害者はICFを知らないのではないでしょうか。</p>	<p>ICFの序論で言う「利用者」とは「ICFを利用する人・機関など」の意味です。支援サービスを利用する障害者や高齢者、その家族、という意味ではありません。</p>
	<p>「ICFは原因となる病気に対しては中立的な立場をとる」とは？</p>	<p>ICFは病気・健康状態を扱うのではなく、病気・健康状態によって影響されることのある「生活機能」を扱います。「中立的」とは、生活機能の状態から(だけで)はその原因となっている病気・健康状態を指し示すことはできないということ、多様な病気・健康状態が想定され得るということ、です。決めつけることはできない、という意味で「中立的」と表現しています。英語的表現で日本語にはあまりないですね。</p> <p>たとえば、「歩けない」という生活機能の状態からは、その原因となる病気は何かは言えません。足の関節炎かも、脳卒中かも、視力障害のために歩けないのかも、精神の病気で意欲が極端に低下して歩けないのかも、平衡機能の病気によるのかもかもしれないので、何とも言えない、ということです。</p>
2 I C F の 目 的	<p>「2-1, ICFの適用」の部分に、保険や教育の分野でも用いられるとある。実際の具体例は？</p>	<p>教育の場では、先日紹介した「ICF及びICF-CYの活用」に詳しい。</p> <p>「保険」での活用とは、世界の多くの国では障害年金保険や交通事故・旅行保険などの障害補償制度での受給資格の判定、障害程度の判定への活用と思われる。後で紹介する日本の介護保険での活用はこれら「他の分野」ではなく、「臨床ツールとして」に含まれます。</p>
	<p>「1背景」でICFは「健康の決定因子」を求めるアプローチとは異なると述べつつ、「2目的」で「健康状況と健康関連状況、結果、決定因子を理解し、研究するための科学的基盤の提供。」としているのは矛盾ではないか？</p>	<p>「健康の決定因子」とカッコがついているので、おそらくいろいろな健康理論、病気の原因論がWHO関係者の間で提案されており、ICFはその仲間ではない、その議論に参加するものではない、ということでしょう。健康を決定づけるもの(病気の原因)として、遺伝、環境、生活習慣などいろいろなものが指摘されていますが、ICFはそれを分類しようとして作られたわけではない、しかし、ICFの環境因子分類は(環境を網羅的に整理しているので)その研究のためにも基礎となろう、ということです。</p> <p>WHOの、あるいは他の国際政府機関の、既存の文書や部局の取り組みと抵触するようだとICFの採択が困難になるので、縄張り荒らし・越権行為はしていませんよ、ただ、「病因となる環境」を分類する際にICFを使ってもらこともできますよ、と言っているようです。</p>

	<p>「時期の違いを超えたデータの比較」に役立つ、とは？</p>	<p>例えば、患者Aさんのリハビリテーション開始直前の時期と、6ヶ月後の時期、など。また、日本の10年前と今日の障害者の統計的なデータ(例えば参加状況と環境の状況)の比較など、重要な情報を与えてくれます。</p>
	<p>ICIDH が ICF に変化したことにより実際の活用が具体的にどう変わったのでしょうか？</p>	<p>環境が入ったこと、参加や活動が詳しくなったこと、プラスを見ようとしていること、能力と実行状況の区別、児童や精神障害分野で使いやすいように分類項目が充実したこと、狭い障害者だけのものではなくすべての人のものとしていること、より明確な各項目の定義、などが ICF で新たに取り入れられました。このため、障害者権利条約の障害の考え方が従来とは大きく変化したこと、日本でも介護保険で使われていること、など「用途の変化」があります。</p>
<p>3 I C F の 特 性</p>	<p>「3-1、ICF が扱う範囲」に「社会経済的要因によってもたらされるような、健康とは無関係な状況については扱わない。例えば、人種、性別(ジェンダー)、宗教、その他の社会経済的特徴のために現環境での課題の遂行において制約を受ける場合があるが、これらは ICF で分類される健康関連の参加制約ではない。」とあるが、なぜ社会経済的要因によってもたらされるものは、ICF で扱われないのですか？人種や性別のために何かの制約を受けたことで、うつ等の疾患を患った場合、ICF はその時点からでしか見えてくれない？原因となる要因が大切なのでは？</p>	<p>ICF の一部を適用することはできます。参加の項目や環境の項目。しかし、心身機能や活動の次元には該当しません(とくに問題はないので)。これらの要因による問題では、問題解決の方法も、もっぱら環境を変えることに絞られます。</p> <p>ICF の強みは、個人の3次元からなる生活機能と環境との相互作用を総合的に評価する(つまり構造的に見る)ことです。そうした強みを発揮できる分野に焦点を当てています、と述べている文章です。</p> <p>一方、多様な原因で参加が制約され、指摘のように心身の疾患や機能障害が生まれることがあります。ICF の双方向・相互作用モデルはそのメカニズムの理解を促します。その意味では ICF は「健康」と関係しない状況も扱うのだと思いますが、国連・ILO その他の国際機関への「政治的配慮」からこのような表現になったのだと思います。</p>
	<p>ICF では扱わないとされている社会経済的要因(人種、性別(ジェンダー)、宗教、その他の社会経済的特徴)はなぜ環境因子に含まれないのですか。</p>	<p>これらは「環境因子」ではなく、本人の特徴・属性で、「個人因子」です。これらは中立的なのですが、これらを「理由・口実にして」参加を妨げる社会の態度・価値観は環境です。</p>

<p>「3-3, 分類の単位」で、ICFは人を分類単位としない、人の状況を整理して記述するものだがありますが、どういう意味ですか。</p>	<p>人を分類単位にするということは、一人の人は、その分類体系の中で1カ所にしか登場しないということです。住所の分類体系などではそれが便利だし必要でもあります。</p> <p>生活機能や障害を考える目的は、生活機能を回復させたり高めたりすることなので、こまかく多面的に見なければなりません。例えば、一人の人がスポーツへの参加の点では〇〇と評価され、歩行活動の状況では〇〇と評価され、視力では〇〇、環境では……と評価され、さらにたとえば、残っている視力を生かしたスポーツとして〇〇が考えられるがどうだろうか、等とそうした評価を生かしたアプローチにつながります。</p> <p>こうした有効性は、人を分類単位としてまとめてしまっは全く期待できません。</p> <p>したがって ICF は、人を障害者かどうかを判断・判定するためには作られていません。むしろ ICF は、ある人が障害者であるかどうかを判定することはできないということを示すものです。つまりある人は* *の点では障害があり、* *の点では障害がないという無数の組み合わせを生み出します。</p> <p>ただし、各国が、例えば障害年金の制度の対象となる障害者を、「ICF の活動と参加の分類の中の……と……の項目の3つ以上について……程度以上の障害を持つ者で、その状態が6ヶ月以上続いている者」などとする余地はあります。人を分類する「基礎」として活用する可能性です。</p> <p>国連を中心にした専門家グループ(ワシントンシテイグループ)が国勢調査やサンプル調査で使えるような、障害者であるかどうかを確認するための、どの国でも共通して使えるような設問セットを「活動」次元を中心にして最近開発しました。</p>
<p>分類をする人によって結果は変わらないのでしょうか？人によって異なったら、共通言語となりえないのではないか。</p>	<p>「買い物」を活動とする人と参加とする人とがいる、ある人の「買い物の困難」の評価点を1とする人と3とする人とがいる、その要因を本人の機能障害と見る人と環境と見る人がいる……。などなど、現状では「評者間の一致率」は(項目によっては)あまり高くないといえます。その改善が課題とされ、いろいろ工夫がなされつつあります。</p>

<p>4 . I C F 構 成 要 素 の 概 観</p>	<p>困難・問題の程度はどう評価するのですか。肯定的側面と否定的側面は、誰がどのように判断するのですか。国際的基準があるのだろうか。人による評価の違いは？</p>	<p>「誰が」は「ICFの利用者が」です。判断の基準は、心身機能・身体構造については4-1-(5)で、活動と参加については4-2-(5)で述べていますが、(どうしたわけか?)環境については基準を示していません。</p> <p>呼吸機能や視覚機能などの正常(肯定的側面)と異常(否定的側面)との区別はだれが判断してもあまり違いはないでしょう。(精神機能もそうか?)。活動も歩行とか調理など困難があるかないかはある程度一致します。</p> <p>参加となると、スポーツへの参加などは評価が難しいと思います。一応4-2-(5)で、非障害者の参加状態と比較、周囲の期待との比較、という基準は示されていますが、「田舎であり周囲の人はほとんどスポーツなど参加しておらず、また障害者理解も遅れていて障害者の社会参加・スポーツへの参加を期待していない。しかし本人は非常に望んでいる」というような場合はどうだろうか。この人のスポーツ参加の現状を否定的に評価しなければ支援も構想されないのではないか?環境となるとさらに評価の一致度が下がるのではないか?</p> <p>また、病状がおもわしくないからと精神病者の退院を認めない医師の態度は、患者本人にしてみれば「障壁」だろうが、医師の判断は正当な正常なものかもしれない、という評者をめぐる原理的な問題も未解決と思います。</p> <p>このように判断が曖昧な点は否めません。しかしだからといってこの枠組みや分類が無意味かというところではないと思う。たとえば、人の性格を区分するのに、悲観的、楽観的と分けることがあります。その区分は主観的で曖昧だけど、ただ私たちのコミュニケーションで大いに使われ、それなりに役立っています。「あの人は楽観的な人だから、言ってることをそのままは信じない方がいいよ」という会話がなされます。そんな曖昧な用語は使うな、とは誰も言いません。</p> <p>でも、ICFでは、じっさいは曖昧な面が多いのに、世界の標準の共通言語だ、などと大見得を切っているところが、やや気になりますね。より実践的に信頼性高く使えるように、利用ガイドラインづくりなどが国際的協力で進められています。</p>
<p>機能障害を分子レベルにまで分類する可能性があるとする事と、機能障害はその発生経過に依存するものでない、ということとは矛盾しているのではないのでしょうか。</p>	<p>この「依存するものでない」は not contingent on で、を条件としない、に左右されない、などの意味があります。例示されているようにどんな原因によるにせよ、例えば「失明」は失明として同じに扱うということです。</p> <p>ある機能障害について、分子レベルの情報が付け加わると、より治療や予防に生かせるので有益です。しかしなお、機能障害自体は、分類リストとしては、どんな原因によるかを無視したものです。</p> <p>ICD は原因と症状をひっくるめて一つの分類単位としているので、治療方法を定めるには非常に有効です。ICF では、むしろ活動や参加への影響を問題にしているので、(たとえば目が見えないために歩行困難があるなど)視覚障害の原因を調べてもあまり意味がありません。ただし、原因も進行性の疾患か否かなど、参加への支援方法にとってきわめて重要です。</p>	

	能力の評価をする際の「標準化された環境」とは何でしょうか。世界標準をつくることは可能なのだろうか	<p>そういうものはまだ示されていませんが、たとえば、階段を上るという活動を見るために、どの国でも、たとえば「高さは20センチ、幅は1メートル、奥行き20センチ、5段の階段で、手すりは……」などと標準化したものが考えられます。標準策定の努力は進められています。</p> <p>階段ならこのような「標準化」も可能かもしれませんが、公共交通機関の利用の能力をみるなどでは、とても数字で示せず、別の工夫が必要と思います。</p>
	環境因子が心身機能や活動参加に作用するのはわかるが、心身機能や活動参加が環境に作用したりするのだろうか？	<p>障害者の社会参加が、人々の態度を改善する、ということはありませんね。いろいろな程度と種類の視覚機能の障害があり、これらに対応して、いろいろな視覚補助具(メガネなどの「環境」)があります。ただしこれらは心身機能が環境に作用したものとと言えるかどうか。</p>
	ICF の各要素は肯定的と否定的の両方の用語から表現可能、とあるが、それによって矛盾は起きないのか？	<p>さあどうでしょう。ある人ができることとできないことの両方を記述するのは有効と思います。100m歩けると表現する人と、100mしか歩けないと表現する人がいて、たしかに矛盾はしますが、それぞれの表現に意味があるので、ICF はより多様な目的に使えることになるとおもいます。使い方が多様だということは、適切に使うのは難しいということでもあります。</p>
5 生活機能と障害のモデル	「図1 ICF の構成要素間の相互作用」の説明の部分で、「これらの相互関係は特定のものであり、必ずしも常に予測可能な一対一の関係ではない。」という文は何を言っているのですか。	<p>私の理解では、ここでの「特定の」(もとの英語は specific)という意味は、一人一人のケースごとに各要素の関係は違うと言うことです。同じ下肢麻痺の状態でも歩行能力は人によって違っていたり、同じエレベーターのないデパートでも A さんは買い物して同じ機能障害・活動障害の B さんはしていない(主観的次元や環境の違いで?)など。</p> <p>「一対一の関係ではない」というのもそういうことで、下肢麻痺という1つの状態であれば、かならず「歩けない」という一つの状態が対応しているとは限らない、ということです。重要なところなのでもっと具体例で説明してほしいですね。</p>
	「生活モデル」の考え方の特徴はどんなことでしょうか？	<p>「生活モデル」という言葉が最近よく使われますが、「社会モデル」と同じ意味で使う人もいれば、「病気だけを見るのではなくその人の生活を見よう」というような意見・視点を表す人もいます。私にはよくわかりません。ICF 自体はこの言葉を使っていません。</p>
	弁証法とはどのようなものですか？	<p>哲学や論理学・認識論などの事典やテキストでよく調べてください。</p> <p>私の理解では、物事を対立物の統一としてみる(一つの事物の中に対立する要素が存在していること。例えば「自民党」をみるとき、一枚岩とは見ないで対抗勢力が共存していると見る)、物事を変化・発展の途上のものと見る(AさんとBさんの恋愛はそのうち変わると見る、など)、物事を他のものとの関連・関係においてみる(周りからの影響を受けないものはない、とか、ある人を理解しようとしたら、その人をその人の周囲の人がどう評価しているかを知らねばならない、など)、物事の変化・発展の原動力はその内部にある(外国の援助や侵略はある程度影響するが、その国の内部の力・状況がその国の将来を決める、など)、「ものの見方」のことだと思います。</p> <p>この授業のタイトルである「障害構造論」も、この見方を一部活用しています。</p>

<p>医学モデルと社会モデルの2つの統合に基づくとされますが、これらの対立したモデルをどのように統合していくのでしょうか？</p>	<p>ICF そのものが、そしてとくに図1の ICF 関連図が統合の産物です。 実際の活用場面での統合のイメージとしては、治療やリハなど医学モデルで仕事をする医療スタッフとサービス提供や環境改善を中心とする社会福祉士など主に社会モデルで仕事をするスタッフとが、チームを組んで一つテーブルを囲んで話し合い、総合的に一人の障害者を支援する方法を打ち出し、それぞれ役割分担して支援する、という絵が描けます。</p>
<p>「モデル」、「モデル化」の定義がわかりません。</p>	<p>「ICF は分類であり、生活機能や障害の「過程」をモデル化するものではない。」という部分での「モデル」、「モデル化」の意味は、正確に事態のプロセスを説明するもの、それに沿って正確に物事が進行するもの、という意味。たとえば、核爆発のモデルがありますが、スイッチを押したら予定されているモデル通りに寸分違わずに爆発が進行すると思います。 それとICFは違う、と言っています。ICFの関連図は、障害者が経験することは、一般的には、いろいろな要素が関係しあっているということを示すものですが、個々の障害者の個々の生活機能は、より個別に分析しなければならないよ、と言っています。 一方、医学モデルとか社会モデルを統合した、とも言っているので、やはりICFもモデルなのではないか、ととれます。2つの「決めつけ的な」モデルを「統合」したので、決めつけ的な、決定論的な、絶対的な「モデル」ではなくなり、いろいろな可能性を内包した枠組をもたらした、と自認しているようです。</p>
<p>ICFは障害の状況を捉えるもので、その困難を解決する過程は関係ないのですか。</p>	<p>困難の解決はそれぞれの ICF 利用者がやるべき、という立場ですね。解決のためには「生活機能・障害の状況」をきちんと確認せねばならず、その際 ICF が役立ちますよ、と言っていると思います。</p>
<p>「相互作用は双方向性である。すなわち障害の結果により、健康状態それ自体が変化することすらある。」の具体例は？</p>	<p>失業して、精神病を悪化させてしまった場合。</p>
<p>「実行状況上の問題や能力の制限があるが、明らかな機能障害(構造障害を含む)がない場合(例:いろいろな病気の場合にみられる日常生活の実行状況の減少)。」の「いろいろな病気」とは例えばなんですか？風邪とかですか？</p>	<p>そうです。風邪を引いて頭が痛く、学校に行けない場合は、活動や参加の問題は明らかにあり、おそらく何らかの機能障害があるのだろうけれど、はっきりしないですから。</p>

<p>6 I C F の 使 用</p>	<p>ICF はある瞬間をスナップ写真のように記述する、といいますが具体的にどういったことでしょうか。</p> <p>「ある瞬間」とはどういう意味ですか？日常生活を営む中で「瞬間」ならば、入浴、散歩、食事、いつでもよいのですか？それらを統計して「多数」として使用するのですか？</p> <p>「しかし ICF のいくつかの項目では、序列も階層構造もなく、ある枝の同等な一員として配列されていることもある。」とは、具体的には？</p>	<p>そもそも写真は全てある瞬間を写したものです。とくにスナップ写真という場合は、運動会で走っているところとか、自宅で掃除をしているところなど、動き・流れのある現象のある時点を切り取った写真という意味ですね。流れを写すにはビデオが必要になりますが、ICF はカメラでしかないということです。</p> <p>ある人が、リハビリテーション訓練を受けて、歩行能力が高まり、近所への買い物ができる等になったというような、時間の経過が入ったものは、前後に1回ずつ ICF の項目で評価し、何が変わったのか、その変化は何によって生まれたのか、と分析することになります。前後に1回ずつ ICF で評価することになります。でもそれを比べれば、変化も見ることができるということです。</p> <p>本物のスナップ写真は、1秒の何十分の1という、まさに瞬間を写しますが、「生活機能」を写す ICF はもうすこし長い時間を写します。たとえば、「買い物」の実行状況も能力も、普段の日常生活の中で買い物をすることがあれば「している」ことになります。調査したその時点は家でくつろいでいても、です。写真ならトイレと食事は1時点では同時に起こりませんが、ICF 評価ではどちらも一時点となります。(とはいえ、「もう少し長い時間」とは曖昧ですね。)</p> <p>例えばe300からe360の並びは身近な人から次第に遠い関係の人への順序がありますが、d510(自分の体を洗うこと)からd570(健康に注意すること)は並び順にとくに意味はないといえます。</p>
	<p>十分簡潔な言葉で表されているのに、なぜわざわざ複雑なコード化をするのですか？</p>	<p>そうですね。A さんは食事は自立しているけれど、入浴は一部介助が必要です、などと評価したり、ひとにそのことを伝えたりする場合には、コードはむしろじゃまですね。</p> <p>しかし、「食事」の自立というときに、「摂食動作」の自立か、「調理」も含めた自立か、はっきりしないことがありますね。老人ホームなどでは前者、在宅者の場合は後者であったりもします。このように定義・範囲を明確にし、それを総合的・体系的に整理する際に各項目に「コード」を振り分け、それが一つの単位であることを示すと、便利で正確になるように思います。</p> <p>猫、犬、桜、柳など無数の動植物があり、日常会話ではコードは不要でも、自然環境調査などに際しては必要ではないかと思えます。植物は頭にプラントの P をつけ、あと決まったルールでの数字をつかってp3245とかにし、動物はアニマルの a をつけると言うようにすれば、整理・分類にも役立ち、知らない名称の生き物でも動物か植物かの区別くらいはできる……。国際比較でも、日本ではアイウエオ順に名称のみで並べ、アメリカはアルファベット順に並べたら、比較が混乱しますが、コードがあれば比較しやすくなります。(実際 p とか a とか使っているかどうか知りませんが)。</p> <p>学籍番号も一つのコードで、学生さん自身にはあまりメリットがなくても(?)、教務課などが管理し支援する際には非常に重要です。大学院生なのか学部生なのか通信教育生なのか、何年次なのかなどが一目でわかり、漏れがないかなどのチェックに役立ちます。</p>

資料2 ICF を自分に当てはめる

(学生への指示事項)

各自、今日中に「提出用」シートに書いて提出。

現在のことも、過去の経験でもよい。

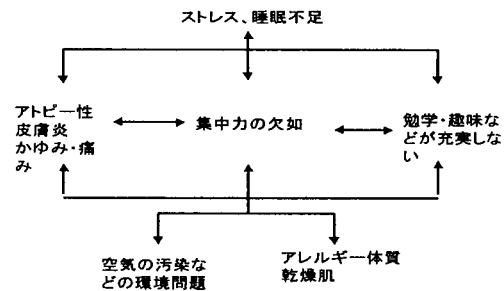
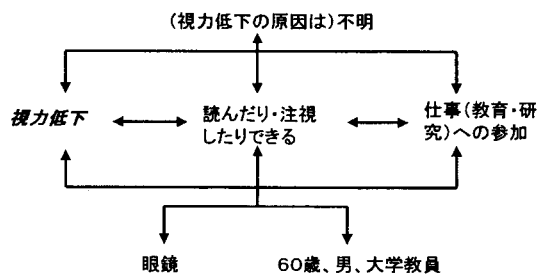
ICF関連図(プラス「主体・主観」)に入れてもよいし、これを使わずに心身機能・構造、活動と参加、環境などの分類項目を使って自分を評価してもよい。詳しい項目ごとの評価をした後で、その結果の主なものをICF関連図に落とし込んでよい。

特定の活動や参加の項目を選んで、実行状況と能力とを評価し、その違いを分析してもよい。

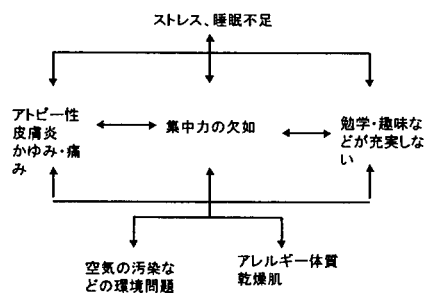
(参考例)

(学生からの提出例。元は手書き)

**佐藤久夫の視覚の機能障害は、
眼鏡(環境)によって補われ..**



(学生からの提出例。元は手書き)



(学生からの提出例。元は手書き)

資料3 グループでの作業:ICF を障害者・高齢者事例に当てはめる①②

●障害者の事例を探す。(文献でも、実際的事例でも可。プライバシー配慮。障害者だけでなく高齢者事例も可。いくつかの事例を組み合わせで作った事例でも可。いずれにせよ特定の「参加」の問題に焦点を当てる。

●それをICFの枠組み(要素の関連図)を使って図示(2種類)。1つは参加の問題を抱えた状態図。他は支援後の状態図または支援計画図。それぞれに題名をつける。資料4

ICF 関連図①では、本人が解決を希望する参加の問題は何かを示す。例えば、「旅行に行けなくなった」、「閉じこもり」、「失業」、など。「失業した視覚障害者」などやや解説的なものもよい。「再び旅行を楽しみたい」などと参加の希望でもよい。

ICF 関連図②では、①の参加の問題・課題が解決された状態、解決される予定の状態を示す題名を付ける。例えば、「旅行に行けるようになった」、「旅行に行けるようになるための今後の戦略」、「再び旅行を楽しむために」など。(題名で過去形なのか今後の予定なのかわかるようにする。)

●ICFの構成要素とその関連を図に描く。さらに「主観的次元」(主体・主観)も活用する。図は、ICF関連図のデザインのままでもよいし、事例の必要に応じて「配置」を大幅に変えてもよい。

記載事項がICFのどの構成要素なのかを区別する。

健康状態(H: Health Condition)、心身機能・構造(B: Body Function and Structure)、活動(A: Activity)、参加(P: Participation)、環境因子(E: Environmental Factors)、個人因子(PF: Personal Factors)、主体・主観(Sub: Subjective Dimension)の区別を明示する。日本語でも英語略号でもよい。

矢印の区別。

マイナスの影響は点線の矢印、プラスの影響は実線の矢印、で表す。双方向の矢印も同じ。通常はある構成要素内の多数の項目が他の構成要素のいろいろな項目にプラスやマイナスの影響を及ぼしている。したがって極端に複雑にならないよう主要なもののみ(つまりある一つの参加の問題に大きく影響するものを)図示する。

所定の用紙を利用。スクリーンに投影するので濃く書く。カラーも使用可。

●提出は次の週の授業時間に。最初の週は説明などが入るので、60分、次の週は90分近く使って作業。図書館などにも事例探しに行く。グループ発表は第3週目と4週目に。発表グループとコメント・質問担当グループをあらかじめ決めて、3週目の最初の20分ほどグループで議論。

このグループ作業に当たっての参考資料

Wさん、48歳、男性、

- ・ 大学入学直後に統合失調症を発症、19歳で入院。
- ・ 以後、10回の入院を繰り返し、34歳から現在までは14年間入院を続けている。
- ・ 70歳すぎの両親は小さな鉄工所を営み、Wさんが外泊時には手伝うよう指示し、うまくできないことをしかっている。
- ・ 3人兄弟で兄、姉は結婚・独立している。
- ・ 10年ほど前まで暴力、服薬拒否などがあったが、現在は症状はほぼ治まっている。

Wさん、つづき

- ・ 障害基礎年金2級を受け、両親が管理し、医療費などに当てている。
- ・ Wさんは、両親との生活は息苦しく、アパートへの退院を希望するが、一人暮らしや就労の経験が全くなく、不安が強い。
- ・ 両親も本人以上に不安で単身生活に反対し、両親の反対を押し切ってまで退院する気になれずに2年が経過している。

図 Wさん:退院して一人暮らしをしたい

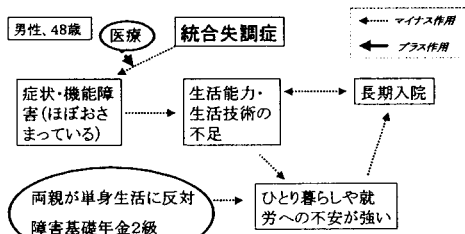


図 Wさんの今後の戦略

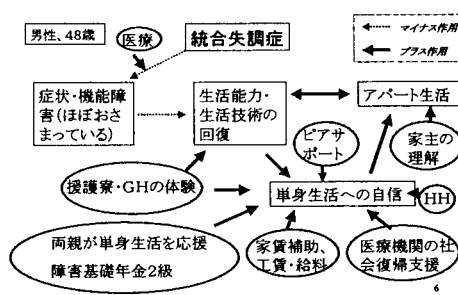


図 失業し閉じこもったAさん

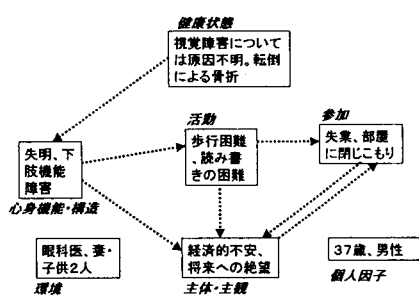
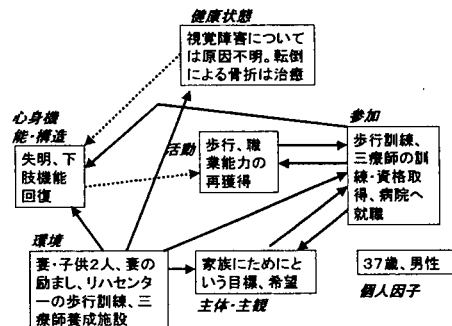


図 再出発したAさん



関連資料紹介(第8回目で紹介)

「リハビリテーション実施計画書、厚生花子さんの例」、介護保険のHPより

岡田幸之「ICFの精神医療への導入——ICFに基づく精神医療実施計画書の開発」、精神医学、49(1):41-48,2007

諏訪さゆり・大瀧清作「ケアプランに活かすICFの視点」、日総研出版、2005

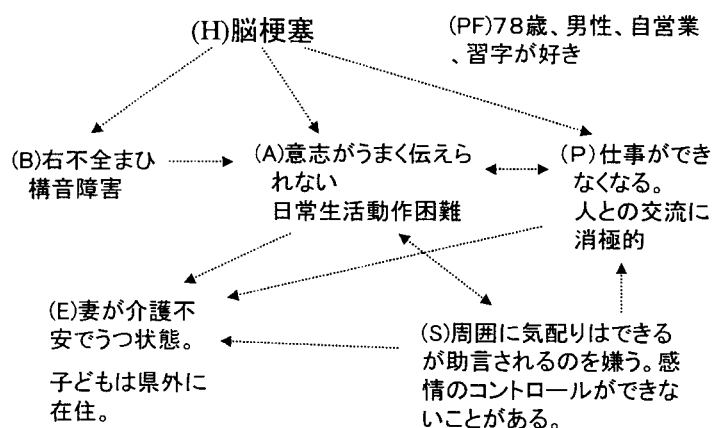
上田敏「ICFの理解と活用」萌文社、2005

大川弥生「ICFコーディングの実際」、『平成16年度厚生労働科学研究・障害保健福祉総合研究

成果発表会『共通言語』としてのICF(WHO国際生活機能分類)の活用——医療・介護・福祉の連携のツールとして——』所収、2004.11.12 (とくに活動と参加の区分について)
 国立特別支援教育総合研究所編著「ICF及びICF-CYの活用」ジヤーズ教育新社、2007

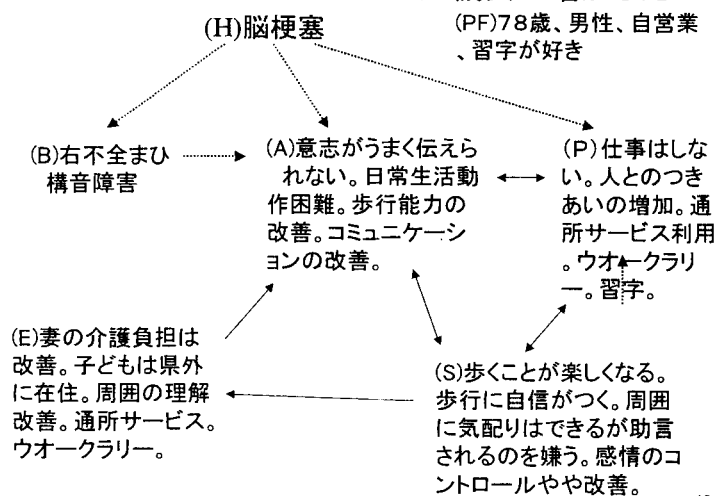
グループによる作図の例

ICF関連図① 交流に消極的な利用者



9

ICF関連図② 通所サービス利用を契機に参加機会が増加した



10

資料4 ICF 関連図①<題(参加の問題):

> 提出日 _____ グループ

注) 健康状態(H)、心身機能・構造(B)、活動(A)、参加(P)、環境因子(E)、個人因子(PF)、主体・主観(S)の区別を明示する。

マイナスの影響：点線の矢印、プラスの影響：実線の矢印、とする。

事例概要 (関連図①と②に対応する文章説明)

関連図①の説明

関連図②の説明

ICF 関連図②

提出日 _____

< 題(問題の解決または解決方針):

>

グループ名：
作業参加メンバー

感想（ICFの有効性や疑問点、
困難点など）

国際生活機能分類の変更すべき用語について

旧	新	該当箇所
【法令の改正等に基づく名称の変更】		
精神分裂症 痴呆	統合失調症 認知症	該当なし b117 知的機能
【医学の進歩等に対応した名称の変更】		
慢性関節リウマチ 妊娠中毒症	関節リウマチ 妊娠高血圧症候群	該当なし 該当なし
【学会における用語の変更に伴うもの】		
色盲	色覚異常	b210 視覚機能
【ISOとの整合性をはかるための変更】		
生産品	製品	多数あり ※ 別紙参照
【誤訳と思われる箇所】		
論理的思考の機能 含まれるもの： 機能障害の例としては、 静脈弁閉鎖不全（静脈 拡張、静脈狭窄、静脈瘤）	削除 含まれるもの： 機能障害の例としては、 静脈拡張、静脈狭窄、 静脈瘤でみられるような 弁の閉鎖不全	b147含まれるもの b4152含まれるもの

【ISOとの整合性をはかるための変更】 該当用語: 生産品 → 製品

項 目 (旧)	項 目 (新)
<p>(序論)</p> <p>◎世界保健機関 2007年 (中略)</p> <p>特定の会社名あるいは特定のメーカーの生産品の記載があっても、世界保健機関がそこに記載されていないその他の会社あるいは類似品よりも当該の会社あるいは生産品を優先的に支持あるいは推奨するものではない。書き損じおよび脱漏を除き、有標生産品は単語の最初を大文字で表記して区別してある。</p> <p>環境 (中略)</p> <p>児童の環境は、彼らを取り巻く一連の連続したシステムという観点から見る事ができる。それは最も身近な環境から最も遠い環境までを含み、それぞれ、子どもの年齢や発達段階と関連して影響力が異なってくる。乳幼児にとっての制約的な環境は、彼らの運動・移動に限られており、安全と保護を確保する必要性があることのアラわれである。幼児は身近な環境にいる人々に大きく依存している。個人が使用するための生産品は、子どもの発達レベルに合ったものでなければならない。たとえば・・・(以下省略)</p>	<p>(序論)</p> <p>◎世界保健機関 2007年 (中略)</p> <p>特定の会社名あるいは特定のメーカーの製品の記載があっても、世界保健機関がそこに記載されていないその他の会社あるいは類似品よりも当該の会社あるいは製品を優先的に支持あるいは推奨するものではない。書き損じおよび脱漏を除き、有標製品は単語の最初を大文字で表記して区別してある。</p> <p>環境 (中略)</p> <p>児童の環境は、彼らを取り巻く一連の連続したシステムという観点から見る事ができる。それは最も身近な環境から最も遠い環境までを含み、それぞれ、子どもの年齢や発達段階と関連して影響力が異なってくる。乳幼児にとっての制約的な環境は、彼らの運動・移動に限られており、安全と保護を確保する必要性があることのアラわれである。幼児は身近な環境にいる人々に大きく依存している。個人が使用するための製品は、子どもの発達レベルに合ったものでなければならない。たとえば・・・(以下省略)</p>
<p>(第1レベルまでの分類)</p> <p>第1章 生産品と用具 Products and technology</p>	<p>(第1レベルまでの分類)</p> <p>第1章 製品と用具 Products and technology</p>
<p>(第2レベルまでの分類)</p> <p>第1章 生産品と用具 Products and technology</p> <p>e110 個人消費用の生産品や物質 products or substances for personal consumption</p> <p>e115 日常生活における個人用の生産品と用具 products and technology for personal use in daily living</p> <p>e120 個人的な屋内外の移動と交通のための生産品と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation</p> <p>e125 コミュニケーション用の生産品と用具 products and technology for communication</p> <p>e130 教育用の生産品と用具 products and technology for education</p> <p>e135 仕事用の生産品と用具 products and technology for employment</p> <p>e140 文化・レクリエーション・スポーツ用の生産品と用具 products and technology for culture, recreation and sport</p> <p>e145 宗教とスピリチュアリティ儀式用の生産品と用具 products and technology for the practice of religion and spirituality</p> <p>e150 公共の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use</p> <p>e155 私用の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use</p> <p>e160 土地開発関連の生産品と用具 products and technology of land development</p> <p>e198 その他の特定の、生産品と用具 products and technology, other specified</p> <p>e199 詳細不明の、生産品と用具 products and technology, unspecified</p>	<p>(第2レベルまでの分類)</p> <p>第1章 製品と用具 Products and technology</p> <p>e110 個人消費用の製品や物質 products or substances for personal consumption</p> <p>e115 日常生活における個人用の製品と用具 products and technology for personal use in daily living</p> <p>e120 個人的な屋内外の移動と交通のための製品と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation</p> <p>e125 コミュニケーション用の製品と用具 products and technology for communication</p> <p>e130 教育用の製品と用具 products and technology for education</p> <p>e135 仕事用の製品と用具 products and technology for employment</p> <p>e140 文化・レクリエーション・スポーツ用の製品と用具 products and technology for culture, recreation and sport</p> <p>e145 宗教とスピリチュアリティ儀式用の製品と用具 products and technology for the practice of religion and spirituality</p> <p>e150 公共の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use</p> <p>e155 私用の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use</p> <p>e160 土地開発関連の製品と用具 products and technology of land development</p> <p>e198 その他の特定の、製品と用具 products and technology, other specified</p> <p>e199 詳細不明の、製品と用具 products and technology, unspecified</p>

項 目 (旧)	項 目 (新)
第1章 生産品と用具 product and technology	第1章 製品と用具 product and technology
<p>本章は、個人の身近な環境において採集、創作、生産、製造された、自然あるいは人工的な生産品や生産品のシステム、装置、器具を扱う。これらはISO9999のテクニカルエイドの分類において、「障害のある人々が使用する、特別に生産されたあるいは一般的に利用し得る、あらゆる生産品、器具、装置あるいは技術システムであり、障害を予防し、代償し、監視し、軽減し、中和化するもの」と定義されている。どのような生産品あるいは用具であっても支援的でありうるということが認められている(ISO9999障害者のためのテクニカルエイドの分類(第2版)、ISO/TC173/SC、ISO/DIS 9999 (rev.))。しかし環境因子の分類の目的に従い、ここでは支援的な生産品と用具(福祉用具)は、より狭く、障害のある人の生活機能を改善するために改造や特別設計がなされた、あらゆる生産品、器具、装置、用具と定義する。</p>	<p>本章は、個人の身近な環境において採集、創作、生産、製造された、自然あるいは人工的な製品や製品のシステム、装置、器具を扱う。これらはISO9999のテクニカルエイドの分類において、「障害のある人々が使用する、特別に生産されたあるいは一般的に利用し得る、あらゆる製品、器具、装置あるいは技術システムであり、障害を予防し、代償し、監視し、軽減し、中和化するもの」と定義されている。どのような製品あるいは用具であっても支援的でありうるということが認められている(ISO9999障害者のためのテクニカルエイドの分類(第2版)、ISO/TC173/SC、ISO/DIS 9999 (rev.))。しかし環境因子の分類の目的に従い、ここでは支援的な製品と用具(福祉用具)は、より狭く、障害のある人の生活機能を改善するために改造や特別設計がなされた、あらゆる製品、器具、装置、用具と定義する。</p>
e110 個人消費用の生産品や物質 products or substances for personal consumption	e110 個人消費用の製品や物質 products or substances for personal consumption
e1108 その他の特定の、個人消費用の生産品や物質 products or substances for personal consumption, other specified	e1108 その他の特定の、個人消費用の製品や物質 products or substances for personal consumption, other specified
e1109 詳細不明の、個人消費用の生産品や物質 products or substances for personal consumption, unspecified	e1109 詳細不明の、個人消費用の製品や物質 products or substances for personal consumption, unspecified
<p>e115 日常生活における個人用の生産品と用具 products and technology for personal use in daily living 日々の活動において用いる装置、生産品、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着したり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。</p>	<p>e115 日常生活における個人用の製品と用具 products and technology for personal use in daily living 日々の活動において用いる装置、製品、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着したり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。</p>
<p>含まれるもの:個人用の一般的かつ支援的な生産品と用具(福祉用具)。除かれるもの:個人的な屋内外の移動と交通のための生産品と用具(e120)、コミュニケーション用の生産品と用具(e125)</p>	<p>含まれるもの:個人用の一般的かつ支援的な製品と用具(福祉用具)。除かれるもの:個人的な屋内外の移動と交通のための製品と用具(e120)、コミュニケーション用の製品と用具(e125)</p>
<p>e1150 日常生活における個人用の一般的な生産品と用具 general products and technology for personal use in daily living 日々の活動において用いる装置、生産品、用具のうち、子供用用具のように、年齢に適したものにする以外は、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、衣服や織物。家具や器具。清掃用の製品や道具。</p>	<p>e1150 日常生活における個人用の一般的な製品と用具 general products and technology for personal use in daily living 日々の活動において用いる装置、製品、用具のうち、子供用用具のように、年齢に適したものにする以外は、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、衣服や織物。家具や器具。清掃用の製品や道具。</p>
<p>e1151 日常生活における個人用の支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for personal use in daily living 日々の生活を支援するための装置、生産品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、義肢や装具。神経機能代行機器(例:蠕動運動、膀胱、呼吸、心拍数を制御する刺激装置)。個人の屋内環境の制御を補助するための環境制御装置(スキャナー、リモートコントロールシステム、音声コントロールシステム、タイマー)。</p>	<p>e1151 日常生活における個人用の支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for personal use in daily living 日々の生活を支援するための装置、製品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、義肢や装具。神経機能代行機器(例:蠕動運動、膀胱、呼吸、心拍数を制御する刺激装置)。個人の屋内環境の制御を補助するための環境制御装置(スキャナー、リモートコントロールシステム、音声コントロールシステム、タイマー)。</p>
<p>e1152 遊び用の生産品と用具 Products and technology used for play 1人あるいはグループによるルールのあるまたはない遊びに用いる装置、生産品、用具のうち、年齢に適したものにする以外には改造や特別設計はなされていないもの。</p>	<p>e1152 遊び用の製品と用具 Products and technology used for play 1人あるいはグループによるルールのあるまたはない遊びに用いる装置、製品、用具のうち、年齢に適したものにする以外には改造や特別設計はなされていないもの。</p>
<p>除かれるもの:日常生活における個人用の一般的な生産品と用具(e1150)、日常生活における個人用の支援的な生産品と用具(福祉用具)(e1151)、教育用の生産品と用具(e130)、文化・レクリエーション・スポーツ用の生産品と用具(e140)</p>	<p>除かれるもの:日常生活における個人用の一般的な製品と用具(e1150)、日常生活における個人用の支援的な製品と用具(福祉用具)(e1151)、教育用の製品と用具(e130)、文化・レクリエーション・スポーツ用の製品と用具(e140)</p>
<p>e11520 一般的な遊び用の生産品と用具 General products and technology for play 遊びに用いる物品、素材、おもちゃ、その他の生産品。例えば、積み木、ボール、ミニチュア、ゲーム、パズル、ブランコ、すべり台。</p>	<p>e11520 一般的な遊び用の製品と用具 General products and technology for play 遊びに用いる物品、素材、おもちゃ、その他の製品。例えば、積み木、ボール、ミニチュア、ゲーム、パズル、ブランコ、すべり台。</p>
<p>e11521 遊びやすさを支援するために改造された、生産品と用具 Adapted products and technology for play 遊びを支援するために改造や特別設計がなされた物(もの)、素材、おもちゃ、その他の生産品。例えば、リモートコントロールのミニチュア自動車、改造した公園の遊具。</p>	<p>e11521 遊びやすさを支援するために改造された、製品と用具 Adapted products and technology for play 遊びを支援するために改造や特別設計がなされた物(もの)、素材、おもちゃ、その他の製品。例えば、リモートコントロールのミニチュア自動車、改造した公園の遊具。</p>
e11528 その他の特定の、遊び用の生産品と用具 Products and technology used for play, other specified	e11528 その他の特定の、遊び用の製品と用具 Products and technology used for play, other specified
e11529 詳細不明の、遊び用の生産品と用具 Products and technology used for play, unspecified	e11529 詳細不明の、遊び用の製品と用具 Products and technology used for play, unspecified

項 目 (旧)	項 目 (新)
<p>e1158 その他の特定の、日常生活における個人用の生産品と用具 products and technology for personal use in daily living, other specified</p>	<p>e1158 その他の特定の、日常生活における個人用の製品と用具 products and technology for personal use in daily living, other specified</p>
<p>e1159 詳細不明の、日常生活における個人用の生産品と用具 products and technology for personal use in daily living, unspecified</p>	<p>e1159 詳細不明の、日常生活における個人用の製品と用具 products and technology for personal use in daily living, unspecified</p>
<p>e120 個人的な屋内外の移動と交通のための生産品と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、生産品、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着したり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。</p>	<p>e120 個人的な屋内外の移動と交通のための製品と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、製品、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着したり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。</p>
<p>含まれるもの：個人的な屋内外の移動と交通のための、一般的かつ支援的な生産品と用具。</p>	<p>含まれるもの：個人的な屋内外の移動と交通のための、一般的かつ支援的な製品と用具。</p>
<p>e1200 個人的な屋内外の移動と交通のための一般的な生産品と用具 general products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、生産品、用具であって、三輪車やベビーカーのように年齢に適したものに する以外には、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、陸上や水上、空中を移動する際に用いる、動力 つきや動力なしの乗り物(例：バス、車、バン、その他の動力のある車両や動物による輸送)。</p>	<p>e1200 個人的な屋内外の移動と交通のための一般的な製品と用具 general products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、製品、用具であって、三輪車やベビーカーのように年齢に適したものに する以外には、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、陸上や水上、空中を移動する際に用いる、動力 つきや動力なしの乗り物(例：バス、車、バン、その他の動力のある車両や動物による輸送)。</p>
<p>e1201 個人的な屋内外の移動と交通のための支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、生産品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、歩行補 助具、特殊車両、改造された乗り物、車椅子、スクーター、移乗器具。</p>	<p>e1201 個人的な屋内外の移動と交通のための支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation 屋内外を移動するために用いる装置、製品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、歩行補 助具、特殊車両、改造された乗り物、車椅子、スクーター、移乗器具。</p>
<p>e1208 その他の特定の、個人的な屋内外の移動と交通のための生産品と用具 Products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation, other specified</p>	<p>e1208 その他の特定の、個人的な屋内外の移動と交通のための製品と用具 Products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation, other specified</p>
<p>e1209 詳細不明の、個人的な屋内外の移動と交通のための生産品と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation, unspecified</p>	<p>e1209 詳細不明の、個人的な屋内外の移動と交通のための製品と用具 products and technology for personal indoor and outdoor mobility and transportation, unspecified</p>
<p>e125 コミュニケーション用の生産品と用具 products and technology for communication 情報の伝達活動に用いる装置、生産品、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着し たり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。</p>	<p>e125 コミュニケーション用の製品と用具 products and technology for communication 情報の伝達活動に用いる装置、製品、用具。改造や特別設計がなされたものや、使用する人の体内に装着し たり、身につけたり、身の回りで使うものを含む。</p>
<p>含まれるもの：コミュニケーション用の、一般的かつ支援的な生産品と用具(福祉用具)。</p>	<p>含まれるもの：コミュニケーション用の、一般的かつ支援的な製品と用具(福祉用具)。</p>
<p>e1250 コミュニケーション用の一般的な生産品と用具 general products and technology for communication 情報の伝達活動において用いる装置、生産品、用具であって、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、 視聴覚器具、録音機や受信機、テレビとビデオ設備、電話機、音声伝達システムと対面型コミュニケーション用 具。</p>	<p>e1250 コミュニケーション用の一般的な製品と用具 general products and technology for communication 情報の伝達活動において用いる装置、製品、用具であって、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、 視聴覚器具、録音機や受信機、テレビとビデオ設備、電話機、音声伝達システムと対面型コミュニケーション用 具。</p>
<p>e1251 コミュニケーション用の支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for communication 情報伝達を支援する装置、生産品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、特殊な視覚器具、 電気光学的器具、特殊な書字用具、描画用または手書き用の用具。信号システム。特殊なコンピュータのソフト ウェアやハードウェア。人工内耳、補聴器、学習用FM補聴器、人工声帯。コミュニケーションボード、めがね、コ ンタクトレンズ。</p>	<p>e1251 コミュニケーション用の支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for communication 情報伝達を支援する装置、製品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、特殊な視覚器具、 電気光学的器具、特殊な書字用具、描画用または手書き用の用具。信号システム。特殊なコンピュータのソフト ウェアやハードウェア。人工内耳、補聴器、学習用FM補聴器、人工声帯。コミュニケーションボード、めがね、コ ンタクトレンズ。</p>
<p>e1258 その他の特定の、コミュニケーション用の生産品と用具 products and technology for communication, other specified</p>	<p>e1258 その他の特定の、コミュニケーション用の製品と用具 products and technology for communication, other specified</p>
<p>e1259 詳細不明の、コミュニケーション用の生産品と用具 products and technology for communication, unspecified</p>	<p>e1259 詳細不明の、コミュニケーション用の製品と用具 products and technology for communication, unspecified</p>

項 目 (旧)	項 目 (新)
<p>e130 教育用の生産品と用具 products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、生産品、工程、手法、用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>	<p>e130 教育用の製品と用具 products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、製品、工程、手法、用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>
<p>含まれるもの:教育用の一般的かつ支援的な生産品と用具(福祉用具)。</p>	<p>含まれるもの:教育用の一般的かつ支援的な製品と用具(福祉用具)。</p>
<p>e1300 教育用の一般的な生産品と用具 general products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、生産品、工程、手法、用具であって、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、書物、マニュアル、教育用玩具。コンピュータのハードウェアやソフトウェア。</p>	<p>e1300 教育用の一般的な製品と用具 general products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、製品、工程、手法、用具であって、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、書物、マニュアル、教育用玩具。コンピュータのハードウェアやソフトウェア。</p>
<p>e1301 教育用の支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、生産品、工程、手法、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、特別なコンピュータ機器</p>	<p>e1301 教育用の支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for education 知識や学識、技能の習得のために用いる装置、製品、工程、手法、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、特別なコンピュータ機器</p>
<p>e1308 その他の特定の、教育用の生産品と用具 products and technology for education, other specified</p>	<p>e1308 その他の特定の、教育用の製品と用具 products and technology for education, other specified</p>
<p>e1309 詳細不明の、教育用の生産品と用具 products and technology for education, unspecified</p>	<p>e1309 詳細不明の、教育用の製品と用具 products and technology for education, unspecified</p>
<p>e135 仕事用の生産品と用具 products and technology for employment 仕事上の活動を容易にするために用いる装置、生産品、用具。</p>	<p>e135 仕事用の製品と用具 products and technology for employment 仕事上の活動を容易にするために用いる装置、製品、用具。</p>
<p>含まれるもの:仕事用の一般的かつ支援的な生産品と用具(福祉用具)。</p>	<p>含まれるもの:仕事用の一般的かつ支援的な製品と用具(福祉用具)。</p>
<p>e1350 仕事用の一般的な生産品と用具 general products and technology for employment 作業活動を促進するために、仕事に関連して用いる装置、生産品、用具であって、改造されていないもの。例えば、道具、機械、事務用設備。</p>	<p>e1350 仕事用の一般的な製品と用具 general products and technology for employment 作業活動を促進するために、仕事に関連して用いる装置、製品、用具であって、改造されていないもの。例えば、道具、機械、事務用設備。</p>
<p>e1351 仕事用の支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for employment 作業活動を促進するために、仕事に関連して用いる装置、生産品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、高さが調整可能なテーブルや机、ファイルキャビネット。リモートコントロールの事務所の出入り口。仕事に関連した課題の遂行を促進させたり、職場環境を制御するためのコンピュータのハードウェアやソフトウェア、付属品や環境制御装置(例:スキャナー、リモートコントロールシステム、音声コントロールシステム、タイマー)。</p>	<p>e1351 仕事用の支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for employment 作業活動を促進するために、仕事に関連して用いる装置、製品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、高さが調整可能なテーブルや机、ファイルキャビネット。リモートコントロールの事務所の出入り口。仕事に関連した課題の遂行を促進させたり、職場環境を制御するためのコンピュータのハードウェアやソフトウェア、付属品や環境制御装置(例:スキャナー、リモートコントロールシステム、音声コントロールシステム、タイマー)。</p>
<p>e1358 その他の特定の、仕事用の生産品と用具 products and technology for employment, other specified</p>	<p>e1358 その他の特定の、仕事用の製品と用具 products and technology for employment, other specified</p>
<p>e1359 詳細不明の、仕事用の生産品と用具 products and technology for employment, unspecified</p>	<p>e1359 詳細不明の、仕事用の製品と用具 products and technology for employment, unspecified</p>
<p>e140 文化・レクリエーション・スポーツ用の生産品と用具 products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、生産品、用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>	<p>e140 文化・レクリエーション・スポーツ用の製品と用具 products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、製品、用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>
<p>含まれるもの:文化・レクリエーション・スポーツ用の、一般的かつ支援的な生産品と用具(福祉用具)。除かれるもの:遊び用の生産品と用具(e1152)</p>	<p>含まれるもの:文化・レクリエーション・スポーツ用の、一般的かつ支援的な製品と用具(福祉用具)。除かれるもの:遊び用の製品と用具(e1152)</p>
<p>e1400 文化・レクリエーション・スポーツ用の一般的な生産品と用具 general products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、生産品、用具であって、改造あるいは特別にデザインされていないもの。例えば、玩具、スキー板、テニスボール、楽器。</p>	<p>e1400 文化・レクリエーション・スポーツ用の一般的な製品と用具 general products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、製品、用具であって、改造あるいは特別にデザインされていないもの。例えば、玩具、スキー板、テニスボール、楽器。</p>
<p>e1401 文化・レクリエーション・スポーツ用の支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、生産品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、スポーツ用に改良された移動用具、音楽やその他の芸術活動のために改造された用具。</p>	<p>e1401 文化・レクリエーション・スポーツ用の支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for culture, recreation and sport 文化活動やレクリエーション、スポーツを行ったり、活発にするために用いる装置、製品、用具であって、改造や特別設計がなされたもの。例えば、スポーツ用に改良された移動用具、音楽やその他の芸術活動のために改造された用具。</p>

項 目 (旧)	項 目 (新)
<p>e1408 その他の特定の、文化・レクリエーション・スポーツ用の生産品と用具 products and technology for culture, recreation and sport, other specified</p>	<p>e1408 その他の特定の、文化・レクリエーション・スポーツ用の製品と用具 products and technology for culture, recreation and sport, other specified</p>
<p>e1409 詳細不明の、文化・レクリエーション・スポーツ用の生産品と用具 products and technology for culture, recreation and sport, unspecified</p>	<p>e1409 詳細不明の、文化・レクリエーション・スポーツ用の製品と用具 products and technology for culture, recreation and sport, unspecified</p>
<p>e145 宗教とスピリチュアリティ儀式用の生産品と用具 products and technology for the practice of religion and spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった、独特のあるいは量産された生産品と用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>	<p>e145 宗教とスピリチュアリティ儀式用の製品と用具 products and technology for the practice of religion and spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった、独特のあるいは量産された製品と用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>
<p>含まれるもの: 宗教とスピリチュアリティ儀式用の、一般的かつ支援的な生産品と用具(福祉用具)。</p>	<p>含まれるもの: 宗教とスピリチュアリティ儀式用の、一般的かつ支援的な製品と用具(福祉用具)。</p>
<p>e1450 宗教とスピリチュアリティ儀式用の一般的な生産品と用具 general products and technology for the practice of religion or spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった、独特のあるいは量産された生産品と用具であって、年齢に適したものにしない以外には、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、(タイ土着宗教の)精霊の家、メイポール、かぶり物、仮面、十字架、(ユダヤ教の)燭台、(イスラム教の)礼拝用敷物。</p>	<p>e1450 宗教とスピリチュアリティ儀式用の一般的な製品と用具 general products and technology for the practice of religion or spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった、独特のあるいは量産された製品と用具であって、年齢に適したものにしない以外には、改造や特別設計はなされていないもの。例えば、(タイ土着宗教の)精霊の家、メイポール、かぶり物、仮面、十字架、(ユダヤ教の)燭台、(イスラム教の)礼拝用敷物。</p>
<p>e1451 宗教とスピリチュアリティ儀式用の支援的な生産品と用具(福祉用具) assistive products and technology for the practice of religion or spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった生産物と機器であって、改造あるいは特別にデザインされたもの。例えば、点字による宗教的書物、点字タロットカード、寺院に入る時の車椅子の車輪のための特別な保護カバー。</p>	<p>e1451 宗教とスピリチュアリティ儀式用の支援的な製品と用具(福祉用具) assistive products and technology for the practice of religion or spirituality 宗教やスピリチュアリティ儀式に関連して象徴的意味を与えられたり、もつようになった製品と用具であって、改造あるいは特別にデザインされたもの。例えば、点字による宗教的書物、点字タロットカード、寺院に入る時の車椅子の車輪のための特別な保護カバー。</p>
<p>e1458 その他の特定の、宗教とスピリチュアリティ儀式用の生産品と用具 Products and technology for the practice of religion or spirituality, other specified</p>	<p>e1458 その他の特定の、宗教とスピリチュアリティ儀式用の製品と用具 Products and technology for the practice of religion or spirituality, other specified</p>
<p>e1459 詳細不明の、宗教とスピリチュアリティ儀式用の生産品と用具 products and technology for the practice of religion or spirituality, unspecified</p>	<p>e1459 詳細不明の、宗教とスピリチュアリティ儀式用の製品と用具 products and technology for the practice of religion or spirituality, unspecified</p>
<p>e150 公共の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use 公共の利用のために計画・設計・建設された人工的な環境の建物内外を形作る生産品と用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>	<p>e150 公共の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use 公共の利用のために計画・設計・建設された人工的な環境の建物内外を形作る製品と用具。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>
<p>含まれるもの: 建物の出入り、建物内の設備・道順に関連する設計・建設用の生産品と用具。</p>	<p>含まれるもの: 建物の出入り、建物内の設備・道順に関連する設計・建設用の製品と用具。</p>
<p>e1500 公共の建物の出入りに関連する設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology for entering and exiting buildings for public use 公共の利用のために計画・設計・建設された人工的な環境への、出入りに関連する生産品と用具。例えば、公共の利用のための建物(例: 職場、商店、劇場)や公共の建物の、出入り口の設計や建設、移設可能なまたは固定式のスロープ、自動扉、ドアの把手、段差のないドアの出入り口などの設計や建設。</p>	<p>e1500 公共の建物の出入りに関連する設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology for entering and exiting buildings for public use 公共の利用のために計画・設計・建設された人工的な環境への、出入りに関連する製品と用具。例えば、公共の利用のための建物(例: 職場、商店、劇場)や公共の建物の、出入り口の設計や建設、移設可能なまたは固定式のスロープ、自動扉、ドアの把手、段差のないドアの出入り口などの設計や建設。</p>
<p>e1501 公共の建物内の設備の利用を容易にする設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology for gaining access to facilities inside buildings for public use 公共の利用のために設計・建設された屋内の設備に関連する生産品と用具。例えば、手洗いの設備、電話、ループアンテナ、エレベーター、エスカレーター、サーモスタット(温度調節用)。講堂やスタジアムに分散配置された利用容易(アクセスが容易)な座席。</p>	<p>e1501 公共の建物内の設備の利用を容易にする設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology for gaining access to facilities inside buildings for public use 公共の利用のために設計・建設された屋内の設備に関連する製品と用具。例えば、手洗いの設備、電話、ループアンテナ、エレベーター、エスカレーター、サーモスタット(温度調節用)。講堂やスタジアムに分散配置された利用容易(アクセスが容易)な座席。</p>

項 目 (旧)	項 目 (新)
<p>e1502 公共の建物内の道案内・道順・場所表示の配置に関連する設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology for way finding, path routing and designation of locations in buildings for public use 公共の利用のために設計・建設された、建物内外の生産品と用具であって、建物内や近辺の地理が分かり、行きたい場所の位置を確認することを支援するためのもの。例えば、点字または文字での、標識、廊下の幅や床面の状態の表示、利用容易(アクセスが容易)な売店の案内、また、その他の形式の案内板。</p>	<p>e1502 公共の建物内の道案内・道順・場所表示の配置に関連する設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology for way finding, path routing and designation of locations in buildings for public use 公共の利用のために設計・建設された、建物内外の製品と用具であって、建物内や近辺の地理が分かり、行きたい場所の位置を確認することを支援するためのもの。例えば、点字または文字での、標識、廊下の幅や床面の状態の表示、利用容易(アクセスが容易)な売店の案内、また、その他の形式の案内板。</p>
<p>e1503 公共の建物内での人の身体的安全のための設計・建設用の生産品と用具 Design, construction and building products and technology for physical safety of persons in buildings for public use 公共の利用のための建物内外の生産品と用具であって、安全を確保するためのもの。例えば、ベッドの安全柵や緊急用標識。</p>	<p>e1503 公共の建物内での人の身体的安全のための設計・建設用の製品と用具 Design, construction and building products and technology for physical safety of persons in buildings for public use 公共の利用のための建物内外の製品と用具であって、安全を確保するためのもの。例えば、ベッドの安全柵や緊急用標識。</p>
<p>e1508 その他の特定の、公共の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use, other specified</p>	<p>e1508 その他の特定の、公共の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for public use, other specified</p>
<p>e1509 詳細不明の、公共の建物の設計・建設用の生産品と用具 Design, construction and building products and technology of buildings for public use, unspecified</p>	<p>e1509 詳細不明の、公共の建物の設計・建設用の製品と用具 Design, construction and building products and technology of buildings for public use, unspecified</p>
<p>e155 私用の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use 私的な利用のために計画・設計・建設された人工的な環境の建物内外を形作る生産品と用具(例:家、住宅)。改造や特別設計がなされたものを含む。 含まれるもの:建物の出入り・建物内の設備・道順に関連する設計・建設用の生産品と用具。</p>	<p>e155 私用の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use 私的な利用のために計画・設計・建設された人工的な環境の建物内外を形作る製品と用具(例:家、住宅)。改造や特別設計がなされたものを含む。 含まれるもの:建物の出入り・建物内の設備・道順に関連する設計・建設用の製品と用具。</p>
<p>e1550 私用の建物の出入りに関する設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology for entering and exiting of buildings for private use 私的な利用のために計画・設計・建設された人工的な環境への、出入りに関する生産品と用具。例えば、自宅の出入り口、携帯用または据え置き式のスロープ、自動扉、ドアの把手、水平ドアの出入り口などの設計や建設。</p>	<p>e1550 私用の建物の出入りに関する設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology for entering and exiting of buildings for private use 私的な利用のために計画・設計・建設された人工的な環境への、出入りに関する製品と用具。例えば、自宅の出入り口、携帯用または据え置き式のスロープ、自動扉、ドアの把手、水平ドアの出入り口などの設計や建設。</p>
<p>e1551 私用の建物内の設備の利用を容易にする設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology for gaining access to facilities in buildings for private use 私的な利用のために設計・建設された建物内の設備に関連する生産品と用具。例えば、自宅の手洗いの設備、電話、ループアンテナ、キッチンキャビネット、電気器具、電子調節器具。</p>	<p>e1551 私用の建物内の設備の利用を容易にする設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology for gaining access to facilities in buildings for private use 私的な利用のために設計・建設された建物内の設備に関連する製品と用具。例えば、自宅の手洗いの設備、電話、ループアンテナ、キッチンキャビネット、電気器具、電子調節器具。</p>
<p>e1552 私用の建物内の道案内・道順・場所表示の配置に関連する設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology for way finding, path routing and designation of locations in buildings for private use 私的な利用のために設計・建設された、建物内外の生産品と用具であって、建物内や近辺の地理が分かり、行きたい場所の位置を確認することを支援するためのもの。例えば、点字や文字での標識、廊下の幅や床面の状態の表示。</p>	<p>e1552 私用の建物内の道案内・道順・場所表示の配置に関連する設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology for way finding, path routing and designation of locations in buildings for private use 私的な利用のために設計・建設された、建物内外の製品と用具であって、建物内や近辺の地理が分かり、行きたい場所の位置を確認することを支援するためのもの。例えば、点字や文字での標識、廊下の幅や床面の状態の表示。</p>
<p>e1553 私用の建物内での人の身体的安全のための設計・建設用の生産品と用具 Design, construction and building products and technology for physical safety of persons in buildings for private use 私的な利用のための建物内外の生産品と用具であって、安全を確保するための物品。例えば、安全柵、緊急用標識、危険なもの(武器など)や物質(溶剤、殺虫剤など)の安全な貯蔵など。</p>	<p>e1553 私用の建物内での人の身体的安全のための設計・建設用の製品と用具 Design, construction and building products and technology for physical safety of persons in buildings for private use 私的な利用のための建物内外の製品と用具であって、安全を確保するための物品。例えば、安全柵、緊急用標識、危険なもの(武器など)や物質(溶剤、殺虫剤など)の安全な貯蔵など。</p>
<p>e1558 その他の特定の、私用の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use, other specified</p>	<p>e1558 その他の特定の、私用の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use, other specified</p>
<p>e1559 詳細不明の、私用の建物の設計・建設用の生産品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use, unspecified</p>	<p>e1559 詳細不明の、私用の建物の設計・建設用の製品と用具 design, construction and building products and technology of buildings for private use, unspecified</p>

項 目 (旧)	項 目 (新)
<p>e160 土地開発関連の生産品と用具 products and technology of land development 土地や領域に関連する生産品と用具で、土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>	<p>e160 土地開発関連の製品と用具 products and technology of land development 土地や領域に関連する製品と用具で、土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。改造や特別設計がなされたものを含む。</p>
<p>e1600 農村の土地開発関連の生産品と用具 products and technology of rural land development 農村地区における生産品と用具で、農村の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、農地、小道、道標。</p>	<p>e1600 農村の土地開発関連の製品と用具 products and technology of rural land development 農村地区における製品と用具で、農村の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、農地、小道、道標。</p>
<p>e1601 郊外の土地開発関連の生産品と用具 products and technology of suburban land development 郊外地区における生産品と用具で、郊外の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、段差が解消された舗道の縁石、小道、道標、街灯。</p>	<p>e1601 郊外の土地開発関連の製品と用具 products and technology of suburban land development 郊外地区における製品と用具で、郊外の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、段差が解消された舗道の縁石、小道、道標、街灯。</p>
<p>e1602 都市の土地開発関連の生産品と用具 products and technology of urban land development 都市地区における生産品と用具で、都市の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、段差が解消された舗道の縁石、斜面、道標、街灯。</p>	<p>e1602 都市の土地開発関連の製品と用具 products and technology of urban land development 都市地区における製品と用具で、都市の土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、段差が解消された舗道の縁石、斜面、道標、街灯。</p>
<p>e1603 公園・自然保護区・野生生物保護区のための生産品と用具 products and technology of parks, conservation and wildlife areas 公園、自然保護区、野生生物保護区における生産品と用具で、土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、公園の標識や野生生物保護区内の小道。</p>	<p>e1603 公園・自然保護区・野生生物保護区のための製品と用具 products and technology of parks, conservation and wildlife areas 公園、自然保護区、野生生物保護区における製品と用具で、土地利用政策の実行、空間の設計や計画、開発を通じて個人の屋外環境に影響を及ぼすもの。例えば、公園の標識や野生生物保護区内の小道。</p>
<p>e1608 その他の特定の、土地開発関連の生産品と用具 products and technology of land development, other specified</p>	<p>e1608 その他の特定の、土地開発関連の製品と用具 products and technology of land development, other specified</p>
<p>e1609 詳細不明の、土地開発関連の生産品と用具 products and technology of land development, unspecified</p>	<p>e1609 詳細不明の、土地開発関連の製品と用具 products and technology of land development, unspecified</p>
<p>e165 資産 assets 経済的な交換価値のある生産品や事物。例えば、金銭、商品、資産、その他の貴重品で、個人が所有するか、使用权をもつか、小児や被扶養者のための扶養料や遺言によるものなどのように受益権をもつもの。 含まれるもの：有形あるいは無形の生産品や商品。経済的資産。</p>	<p>e165 資産 assets 経済的な交換価値のある製品や事物。例えば、金銭、商品、資産、その他の貴重品で、個人が所有するか、使用权をもつか、小児や被扶養者のための扶養料や遺言によるものなどのように受益権をもつもの。 含まれるもの：有形あるいは無形の製品や商品。経済的資産。</p>
<p>e1650 経済的資産 financial assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる生産品で、金銭やその他の財政手段のようなもの。</p>	<p>e1650 経済的資産 financial assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる製品で、金銭やその他の財政手段のようなもの。</p>
<p>e1651 有形の資産 tangible assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる生産品や事物で、家や土地所有権、衣服や食物、技術的物品のようなもの。</p>	<p>e1651 有形の資産 tangible assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる製品や事物で、家や土地所有権、衣服や食物、技術的物品のようなもの。</p>
<p>e1652 無形の資産 intangible assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる生産品で、知的所有物や知識、技能のようなもの。</p>	<p>e1652 無形の資産 intangible assets 労働や資本財、サービスとの交換媒体になる製品で、知的所有物や知識、技能のようなもの。</p>
<p>e198 その他の特定の、生産品と用具 products and technology, other specified</p>	<p>e198 その他の特定の、製品と用具 products and technology, other specified</p>
<p>e199 詳細不明の、生産品と用具 products and technology, unspecified</p>	<p>e199 詳細不明の、製品と用具 products and technology, unspecified</p>
<p>第5章 サービス 制度</p>	<p>第5章 サービス 制度</p>
<p>e510 消費財生産のためのサービス・制度・政策 services, systems and policies for the production of consumer goods 人々によって消費あるいは使用される物と生産品の生産について、制御し供給するサービス、制度、政策。</p>	<p>e510 消費財生産のためのサービス・制度・政策 services, systems and policies for the production of consumer goods 人々によって消費あるいは使用される物と製品の生産について、制御し供給するサービス、制度、政策。</p>

項 目 (旧)	項 目 (新)
<p>e5100 消費財生産のためのサービス services for the production of consumer goods 消費財と生産品を集積、創作、生産、製造するためのサービスやプログラム。例えば、移動、コミュニケーション、教育、交通、就労、家事のために用いる生産品と用具。これらのサービスの提供者を含む。</p> <p>e5102 消費財生産のための政策 policies for the production of consumer goods 消費財や生産品を集積、創作、生産、製造するための基準について、どの基準を採用するかといった政策。</p> <p>e5101 消費財生産のための制度 Systems for the production of consumer goods 行政的に管理や監視を行う機構。例えば、生産品の基準を定める地域機関や国家機関、国際機関(例：国際標準化機構)。消費財や生産品を集積や創作、生産、製造について管理する消費者団体。</p> <p>e5200 土地計画に関連するサービス open space planning services 都市、郊外、農村、レクリエーション、自然保護や環境保護のための土地、集会や商業目的の土地(広場・野外市場)、ある意図をもって使用するための歩行者や乗り物の交通ルートを、計画し、作り、維持することを目的とするサービスとプログラム。これらのサービスの提供者を含む。除かれるもの：公共あるいは私用の建物の設計・建設用の生産品と用具(e150・e155)、土地開発関連の生産品と用具(e160)。</p> <p>e5400 交通サービス transportation services 道路や小道、鉄道、空路、水路を活用した公共交通や私的交通により、人や物品を移動させることを目的とするサービスとプログラム。これらのサービスの提供者を含む。除かれるもの：個人的な屋内外の移動と交通のための生産品と用具(e120)。</p>	<p>e5100 消費財生産のためのサービス services for the production of consumer goods 消費財と製品を集積、創作、生産、製造するためのサービスやプログラム。例えば、移動、コミュニケーション、教育、交通、就労、家事のために用いる製品と用具。これらのサービスの提供者を含む。</p> <p>e5102 消費財生産のための政策 policies for the production of consumer goods 消費財や製品を集積、創作、生産、製造するための基準について、どの基準を採用するかといった政策。</p> <p>e5101 消費財生産のための制度 Systems for the production of consumer goods 行政的に管理や監視を行う機構。例えば、生産品の基準を定める地域機関や国家機関、国際機関(例：国際標準化機構)。消費財や製品の集積や創作、生産、製造について管理する消費者団体。</p> <p>e5200 土地計画に関連するサービス open space planning services 都市、郊外、農村、レクリエーション、自然保護や環境保護のための土地、集会や商業目的の土地(広場・野外市場)、ある意図をもって使用するための歩行者や乗り物の交通ルートを、計画し、作り、維持することを目的とするサービスとプログラム。これらのサービスの提供者を含む。除かれるもの：公共あるいは私用の建物の設計・建設用の製品と用具(e150・e155)、土地開発関連の製品と用具(e160)。</p> <p>e5400 交通サービス transportation services 道路や小道、鉄道、空路、水路を活用した公共交通や私的交通により、人や物品を移動させることを目的とするサービスとプログラム。これらのサービスの提供者を含む。除かれるもの：個人的な屋内外の移動と交通のための製品と用具(e120)。</p>

共通言語としての ICF の教育・普及を目的とした会議の開催について(案)

背景

ICF(生活機能分類)は保健、医療、福祉、介護、教育、社会学など、広範囲に渡る専門的知識を必要とし、個別具体的な事項については、委員会を設置し、検討を行う必要があることから、2006年2月、厚生労働省社会保障審議会統計分科会のもとICF専門委員会が設置され、現在まで活動と参加について評価点基準を策定するための暫定案を提示するなど、ICFの普及に向けた議論を行っている。また、ICFに関する国際的動向として、普及を促進するための研究開発が活発になっている中、日本においても普及の可能性や利用における課題や問題点を明らかにするため、介護、リハビリテーション、医療連携等におけるICFの具体的な研究や活用の事例の報告が行われている。

会議開催について

今後この取り組みを更に深め、共通言語としてのICFの普及のための研究開発を促進することを目的に、会議(シンポジウム)の開催を提案するものである。この会議では、保健、医療、福祉、介護、教育、社会学など分野における専門職、及び研究者を主な参加者とし、専門委員を含む研究者等によるICFの活用事例の発表を行うことを想定している。この会議を通じて、異なる職種間の情報交換が活発化し、連携が促進されるなどの波及効果も考えられる。

- 日程:本会議の開催は2009年秋頃の終日
- 場所:開催地は東京又はその近郊
- 参加者:保健、医療、福祉、介護、教育、社会学などの関係者 300名～400名程度
- 事務局:厚生労働省ICD室
- 座長:ICF専門委員会大橋委員長